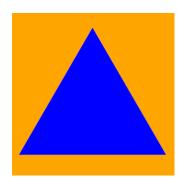
# 武蔵野市国民保護計画 (案)



令和元年〇〇月

武 蔵 野 市

# 目 次

第1編	総 論	<u> </u>
第1章	武蔵野市の責務、武蔵野市の国民の保護に関する計画の	
	位置づけ、構成等	1
1	武蔵野市の責務及び武蔵野市の国民の保護に関する計画の位置づけ ——	1
2	計画の構成	2
3	計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴 ————————————————————————————————————	<u>        9                            </u>
第5章	市国民保護計画が対象とする事態 ——————	<u> </u>
1	武力攻撃事態————————————————————————————————————	<u> </u>
2	N(100 1) = 1 (0) (1) (1) (1)	
3	NBCを使用した攻撃	1 9
第2編	平素からの備え	2 0
第1章	組織・体制の整備等	
第 1	市における組織・体制の整備	
1	市の各部等における平素の業務 —————	<u> </u>
2	10 100000000000000000000000000000000000	
3	11 11/3 ** 1/3 = 3.0.23 ** 1 = 1.1	
4	12 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
第 2	関係機関との連携体制の整備——————————	
1	基本的考え方————————————————————————————————————	
2	41 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 -	
3		
4	117627(1817) 1 6 9 7 6 18	
5		
6		
第3	通信の確保————————	
1	71 117 E 121 E 1711	
2	N III ZIA ZI	
第 4		
1	E-1.43.37673	
2	警報等の伝達に必要な準備	<u> </u>
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備——————	<u> </u>
4	被災情報の収集・報告に必要な準備———————	<u> </u>

第5 特殊標草等の交付又は使用許可に係る体制の整備—————	3 8
1 特殊標章等————————————————————————————————————	3 8
2 交付要綱の作成	3 9
3 特殊標章等の作成・管理	3 9
第6 研修及び訓練	<u>          4 0</u>
1 研修	
2 訓練	
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え―――	
1 避難に関する基本的事項	
2 避難実施要領のパターンの作成――――――	
3 救援に関する基本的事項	
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
5 避難施設の指定への協力――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
6 生活関連等施設の把握等	
第3章 物資及び資材の備蓄、整備—————————	
1 市における備蓄	
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等——————	
第4章 国民保護に関する啓発—————————	
1 国民保護措置に関する啓発—————	
2 住民がとるべき行動等に関する啓発	
3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	<del></del> 5 1
第3編 武力攻撃事態等への対処——————	5 2
第1章 初動連絡態勢の迅速な確立及び初動措置——————	5 2
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置————	
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応—————	
第2章 市対策本部の設置等 ————————————	
1 市対策本部の設置	5 5
2 通信の確保	6 7
3 特殊標章等の交付及び管理	6 7
第3章 関係機関相互の連携—————————	<u>         6 8 </u>
1 国・都の対策本部との連携	<u>         6 8 </u>
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等――	68
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等――――――――――――――――――――――――――――――――――――	<u>         6 9 </u>
4 他の市区町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
6 市の行う応援等	
7 自主防災組織等に対する支援等	7 1
8 住民への協力要請	

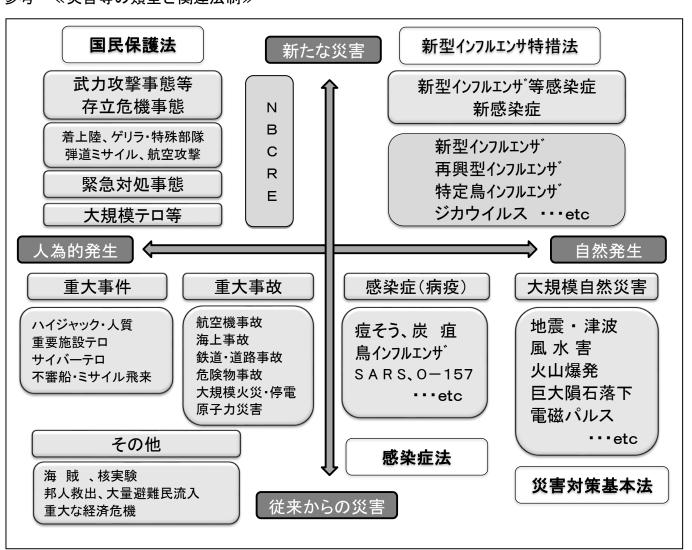
第4章	国民の権利利益の救済に係る手続き――――――――――――――――――――――――――――――――――――	7 3
-	国民の権利利益の迅速な救済	7 3
2	2 国民の権利利益に関する文書の保存——————	7 3
第5章	警報及び避難の指示等	7 4
第 1	警報の伝達等	7 4
_	警報の内容の伝達・通知	7 4
2	2 警報の内容の伝達方法	7 5
3	3 緊急通報の伝達及び通知――――――――――――――――――――――――――――――――――――	7 6
第 2	避難住民の誘導等	7 7
-		
2	2 避難実施要領の策定	7 8
3	3 避難住民の誘導	8 0
4	↓ 想定される避難の形態と市による誘導	8 3
第6章	救援	
1	17417-7410	
2		
3		
4		
第7章		
_	N H III IN V IN I	
2		
3	3 安否情報の照会に対する回答———————	9 5
2		
第8章	武力攻撃災害への対処	
第 1	武力攻撃災害への対処	
_	武力攻撃災害への対処の基本的考え方――――――	9 7
_	2 武力攻撃災害の兆候の都知事への通知――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
第 2	応急措置等—————————————————————	9 8
	退避の指示	
2	2 警戒区域の設定	1 0 1
3	10.00-11.00	
	1 消防に関する措置等	
第3	生活関連等施設における災害への対処等—————	
-	生活関連等施設の安全確保———————	
_	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除—————	
第 4	NBC攻撃による災害への対処等————	
_	応急措置の実施	
2	2 国の方針に基づく措置の実施	
3	3 関係機関との連携	1 0 5
4	l 汚染原因に応じた対応	1 0 6

5	市長の権限	<u> </u>
6	要員の安全の確保———————	<u> </u>
第9章	被災情報の収集及び報告	108
1	被災情報の収集	108
2	報告要領—————————————————————	<u> </u>
第10章	保健衛生の確保その他の措置—————	<u> </u>
1	保健衛生の確保	<u> </u>
2	廃棄物の処理	111
第11章	国民生活の安定に関する措置	—112
1	生活関連物資等の価格安定	—112
2	避難住民の生活安定等	<u> </u>
3	生活基盤等の確保———————————	—112
第4編	復旧等————————————————————————————————————	112
	応急の復旧――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
カ・ <del>早</del> 1	# 1 1 1	
2		
第2章	武力攻撃災害の復旧	
<i>ѫ∠∓</i> 1	国における所要の法制の整備等	
2		
<del>_</del>	国民保護措置に要した費用の支弁等―――――	
жо∓ 1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求———	
2		
3		
J	心口的主人の行うにもは人の情でん	_ 1 1 0
第5編	緊急対処事態(大規模テロ等)への対処————	117
	初動対応力の強化	
カ・ <del>早</del> 1		
2		
3		
4		
5		
6	<u> </u>	
7		
•	平時における警戒	
2		
3		
• 7	= 115, 67, 111, 8	, _ '

第3章 発生時の対処——————	1 2 2
1 市対策本部の設置指定が行われている場合 ————	122
2 市対策本部の設置指定が行われていない場合 ————	1 2 2
3 市災害対策本部等による対応 ——————	1 2 3
4 市対策本部への移行	1 2 4
第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処————	1 2 5
1 危険物質を有する施設への攻撃—————	1 2 5
2 大規模集客施設等への攻撃—————	1 2 6
3 大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム)—————	1 2 7
4 大量殺傷物質による攻撃(生物剤)——————	1 2 9
5 大量殺傷物質による攻撃(化学剤)——————	1 3 0
6 交通機関を破壊手段とした攻撃————	1 3 1

# 別冊【資料編】

# 参考 ≪災害等の類型と関連法制≫



# 第1編総論

# 第1章 武蔵野市の責務、武蔵野市の国民の保護に関する計画の 位置づけ、構成等

武蔵野市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために、以下のとおり、武蔵野市の責務を明らかにするとともに、武蔵野市の国民の保護に関する計画(名称を「武蔵野市国民保護計画」とする。)の趣旨、構成等について定める。

#### 1 武蔵野市の責務及び武蔵野市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 武蔵野市の責務

武蔵野市(武蔵野市長及び武蔵野市のその他の執行機関をいう。以下「市」という。) は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。) その他の法令、「国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定)」(以下「基本指針」という。) 及び「東京都国民保護計画」(以下「都国民保護計画」という。) を踏まえ、「武蔵野市国民保護計画」(以下「市国民保護計画」という。) に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。) を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する 事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲 げる事項について定める。 第1編 総論

第1章 武蔵野市の責務、武蔵野市の国民の保護に関する計画の位置づけ、構成等

#### 2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態 (大規模テロ等) への対処

資料編

#### 3 計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、武蔵野市国民保護協議会(以下「市国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

※ 本計画資料編「資料6-1 武蔵野市国民保護協議会条例」

「資料6-2 武蔵野市国民保護協議会」 参照

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事(以下「都知事」という。)に協議し、武蔵野市議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

# 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

#### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を 尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は 必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

#### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

#### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

#### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣市区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

#### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、 国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において国民は、その自発 的な意思により、必要な協力をするように努めるものとする。

また、市は、武蔵野市消防団(以下「市消防団」という。)及び自主防災組織の充実・ 活性化、ボランティアへの支援に努める。

※ 本計画資料編「資料6-3 武蔵野市消防団施設一覧」参照

#### 6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

#### 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

#### 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の 確保に十分に配慮する。

#### 9 外国人への国民保護措置の適用

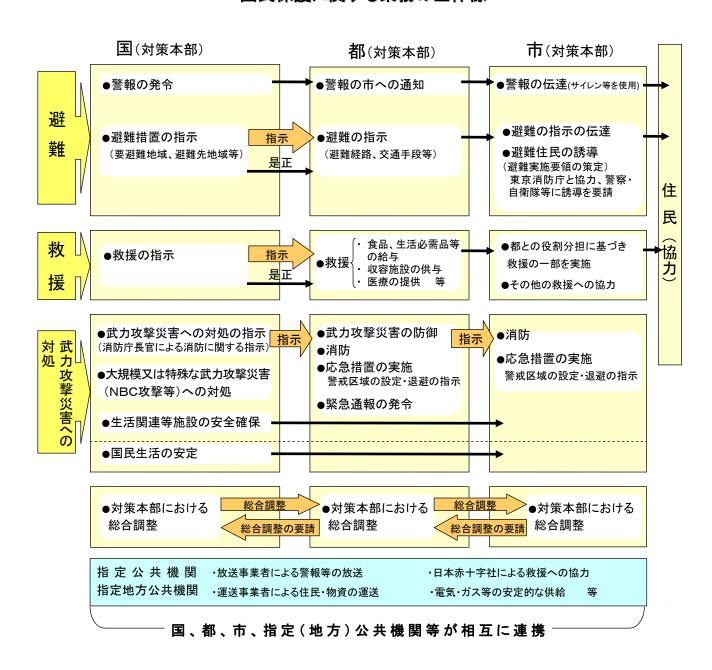
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

# 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 【国民保護措置の全体のしくみ】

# 国民保護に関する業務の全体像



# 1 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織・体制の整備、訓練
	5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調
	整その他の住民の避難に関する措置
武蔵野市	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する
	措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防(市消防団、消防水利事務に限る。)、
	廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
	の実施
	8 水の安定的な供給その他国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

# 2 都の事務(都国民保護計画抜粋)

機関の名	3称	事務又は業務の大綱
		1 国民保護計画の作成
		2 国民保護協議会の設置、運営
		3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
		4 組織・体制の整備、訓練
		5 警報の通知
		6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域
		を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
東京者	47	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する
米	ιþ	措置の実施
		8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の
		設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関
		する措置の実施
		9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等にための措置その他の
		国民生活の安定に関する措置の実施
		10 交通規制の実施
		11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

# 3 自衛隊の事務 (都国民保護計画抜粋)

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 東部方面総監部	- 2 もひ殿市能体におけて同見に禁州墨の守佐及が間が機間が守佐みて同見
海 上 自 衛 隊 横須賀地方総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等(避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対
航空 自衛隊 作戦システム運用隊	処、応急復旧など)

# 4 指定公共機関・指定地方公共機関等の事務 (都国民保護計画抜粋)

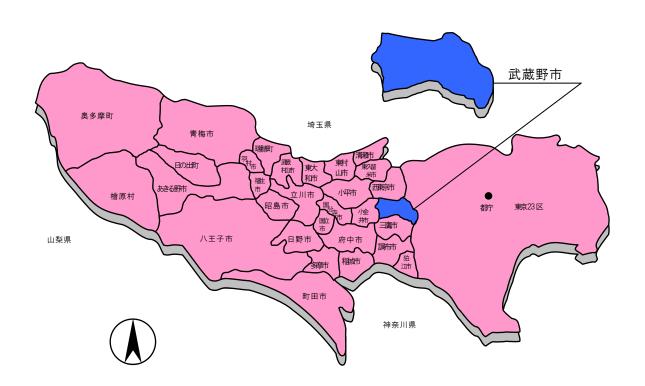
機関の名称	毎年にカムス代徴国等の事務 (都国民保護計画扱作) 事務又は業務の大綱
放例が行が	
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並
	びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
是还事未行	2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
电双进口学来行	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者	
水道用水供給事業者	水の安定的な供給
工業用水道事業者	
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院	医療の確保
その他の医療機関	○ 原 ♥ ノ 催   木
河川管理施設、道路	河川管理施設、道路の管理
管理者	1979日在地区、足町*/日社

機関の名称	事務又は業務の大綱	
日本赤十字社	<ol> <li>医療救護</li> <li>外国人の安否調査</li> <li>赤十字救援物資の備蓄及び配分</li> <li>災害時の血液製剤の供給</li> <li>その他の救援</li> </ol>	
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡調整	

# 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について、以下のとおり確認する。

#### 1 地形



#### (1) 位置

武蔵野市は、東京都特別区の西部に接し、新宿新都心(都庁)から約12kmの西方、 東経139度34分10秒、北緯35度42分53秒(市役所)の地点に位置する。

#### (2) 地勢

標高 50m~65m (市役所 56.98m)

広がり 東西 6.4km

南北 3.1km

地形 全体的に平坦

地質 ローム質 (火山灰質) 土壌

#### (3) 面積

10.98 k m<sup>2</sup>

#### 2 気候

温帯気候区分に入り、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。

年平均気温は16.6℃で、「ヒートアイランド化」の影響により上昇する傾向にある。 降水量は、梅雨時期から9月の台風シーズンに多い。近年の傾向としては、台風などに 刺激された前線等により局地的な集中豪雨が発生している。

【武蔵野市内の気候(平成30年)】

П		気温		風速	湿度	降水量	Э	<b></b> 天気日数		雪	宇田
月	平均	最高	最低	(m/s)	(%)	(mm)	晴	曇	雨	≝	苗
30年	16.6	38.6	-6.6	0.9	67.0	1538.1	232	93	40	7	14
1	3.5	14.0	-6.6	1.0	56	50.9	24	7	_	3	-
2	4.5	14.7	-3.6	0.8	57	62.1	20	5	3	4	_
3	10.9	24.9	-0.1	1.2	59	267.5	19	7	5	-	1
4	17.0	29.5	4.7	1.0	59	94.4	20	7	3	_	_
5	20.0	29.4	8.3	0.8	65	158.1	19	10	2	-	2
6	22.9	33.7	14.0	0.9	75	129.0	16	9	5	I	1
7	29.1	38.6	18.9	0.9	72	147.0	23	6	2	I	1
8	28.6	37.6	18.3	1.0	71	163.6	21	7	3	I	6
9	22.7	32.6	13.2	0.8	84	340.2	11	8	11	I	3
10	18.8	31.3	10.2	0.9	72	48.0	17	12	2	I	_
11	13.4	22.7	4.9	0.8	69	32.0	21	8	1	ı	_
12	7.4	23.4	-2.6	1.2	62	45.5	21	7	3	_	_

資料:成蹊気象観測所

#### 3 人口分布

人口は、147,059人(令和元年6月1日 外国人登録3,287人を含む住民基本台帳) となっており、概ね14万人程度から微増傾向にある。

人口密度は、13,400 人/km<sup>2</sup>と全国的に見ても非常に高い。

人口で世帯数を除した1世帯あたりの世帯構成は、1.9人と少ない。

また、65歳以上の老年人口の比率は22.1%、外国人の比率は2.2%となっている。

【武蔵野市の人口(令和元年6月1日現在)】

Mer /z	III. <del>III.</del>	,	人 口 (人)	
町名	世帯	男	女	総数
吉祥寺東町	7, 160	6, 267	6, 783	13, 050
吉祥寺南町	7, 595	6, 389	7, 150	13, 539
御殿山	2, 394	2, 048	2, 238	4, 286
吉祥寺本町	7, 211	5, 514	6, 266	11, 780
吉祥寺北町	7, 850	7, 879	8, 532	16, 411
中町	7, 959	6, 993	7, 640	14, 633
西久保	6, 673	5, 775	6, 096	11,871
緑町	4, 018	3, 876	4, 528	8, 404
八幡町	2, 005	2, 136	2, 193	4, 329
関前	4, 522	4, 659	4, 698	9, 357
境	8, 150	7, 544	8, 009	15, 553
境南町	8, 059	7, 025	7, 877	14, 902
桜堤	3, 839	4, 277	4, 667	8, 944
総数	77, 435	70, 382	76, 677	147, 059

※ 本計画資料編「資料2-1 町丁目人口及び世帯数」参照

#### 4 道路の位置等

市内の道路状況は、東西に五日市街道、井の頭通り、南北には、三鷹通り、吉祥寺通り、武蔵境通りの幹線道路が通っている。

また、住宅地は縦横に道路が整備されているが、一般的に狭隘で一方通行が多い。

#### 5 鉄道の位置等

鉄道は、市の南部をJR中央線が東西に貫通しており、東から順に吉祥寺、三鷹、武蔵境の三つの駅がある。吉祥寺駅には京王井の頭線が、武蔵境駅には西武多摩川線が乗り入れている。

#### 6 消防

市は、市消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。

#### 7 その他

#### (1) 昼間人口

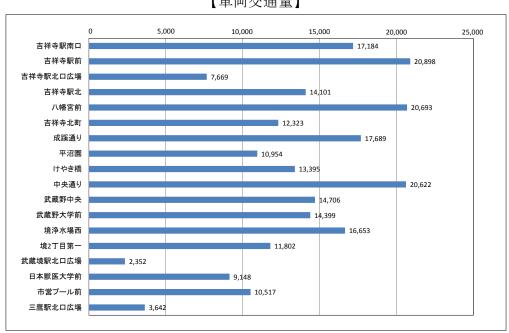
昼間人口は約157,000人(平成30年市勢統計、数値は平成27年国勢調査結果)で、 通勤者、通学者の流入人口が流出人口を上回っている。

			,,,					
	昼間人口	济	太人口(人	)	हि	充出人口(人	)	夜間人口
	(人)	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者	(人)
2年	152, 586	75, 393	49, 821	25, 572	60, 916	48, 982	11, 934	138, 109
7年	153, 379	77, 395	52, 995	24, 400	58, 526	47, 579	10, 947	134, 510
12 年	152, 425	71, 221	50, 775	20, 446	54, 526	45, 073	9, 453	135, 730
17 年	154, 448	67, 804	49, 933	17, 871	50, 869	43, 049	7, 820	137, 513
22 年	153, 267	61, 104	45, 373	15, 731	46, 571	39, 741	6, 830	138, 734
27 年	157, 319	62, 732	46, 935	15, 797	50, 143	43, 167	6, 976	144, 730

【武蔵野市昼間人口の推移】

#### (2) 車両交通量の状況

市内の各地点の交通量は、吉祥寺駅周辺及び市内の五日市街道、井の頭通り等の主 要道路の交通量が多い。吉祥寺周辺は、特に休日は交通量が増大する。



【車両交通量】

(平成 28 年市勢統計 調査期日:平成 27 年 11 月 24 日 (月) 07:00~19:00)

#### (3) 市内の一日平均乗降客数

市内の JR 中央線吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅、京王井の頭線吉祥寺駅及び西武多摩川線武蔵境駅の一日の平均乗降客数は下表のとおりである。 JR 中央線 3 駅とも JR 東日本八王子支社のエリア内であり、八王子支社 94 駅中の上位を占めている。

#### 【市内の鉄道駅名称及び所在地】

施設名	住 所
JR吉祥寺駅	武蔵野市吉祥寺南町1-1-24
JR三鷹駅	三鷹市下連雀3-46-1
JR武蔵境駅	武蔵野市境1-1-2
京王電鉄 吉祥寺駅	武蔵野市吉祥寺南町2-1-31
西武鉄道 武蔵境駅	武蔵野市境南町2-1-12

#### 【JR 東日本八王子支社管内一日の平均乗車人員上位 10 駅 (平成 28 年度)】

順位	駅 名	乗車人員 (人)	順位	駅 名	乗車人員(人)
1	立川	165, 645	6	武蔵境	67, 667
2	吉祥寺	141, 640	7	武蔵小金井	61,035
3	国分寺	111, 679	8	国立	53, 712
4	三鷹	95, 968	9	分倍河原	40, 350
5	八王子	85, 093	1 0	新秋津	38, 583

(東日本旅客鉄道八王子支社ホームページ)

#### 【市内私鉄各駅の一日平均乗降人員(平成29年度)】

私鉄名	駅 名	乗降人員(人)
京王井の頭線	吉祥寺	74, 471
西武多摩川線	武蔵境	15, 299

(平成30年市勢統計)

#### 【市内 JR 各駅におけるバスの一日平均乗客数】

	吉祥寺駅	? (人)	三鷹駅	(人)	武蔵境駅	! (人)
関東バス	10 路線	23, 199	13 路線	20, 767	3 路線	3, 602
小田急バス	7路線	34, 167	4 路線	31, 694	4 路線	23, 691
西武バス	12 路線	33, 609	2 路線	3, 461	7路線	26, 458
京王バス	1路線	2, 132	1路線	5, 854	1路線	301
計	30 路線	93, 107	20 路線	61, 776	15 路線	54, 502

(平成30年市勢統計)

#### (4) 井の頭恩賜公園

都立井の頭恩賜公園内には井の頭自然文化園もあり、多数の来園者が市内・市外から訪れ、特に休日には市内有数の集客施設となる。

#### (5) 水道施設の現状

市では現在、2つの浄水場と27の水源によって水を供給している。各浄水場では、 市内に布設された配水管網を通じて各戸に給水されており、災害時等による停電においても予備電源として自家発電装置が設置してあり、これを稼働することにより、配水ポンプを運転することが可能となっている。また、関前一丁目には、敷地面積約21haの東京都水道局境浄水場があり、日量31.5万㎡の処理能力がある。

#### (6) 繁華街

吉祥寺駅は、新宿以西でJR・私鉄を合わせて最大級の乗降客数を誇り、一大商業地域を形成している。半径 5 km の圏内には約 100 万人が居住し、生活の核として大きな役割を果たしている。

# 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力 攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。

また、それぞれの類型において、NBC兵器を用いた攻撃が行われる可能性があること も考慮する。

\*N:核(物質) Nuclear B:生物剤 Biological C:化学剤 Chemical

事態	事態類型
	① 着上陸侵攻
武力攻擊事態	② ゲリラや特殊部隊による攻撃
此刀攻革争悲	③ 弾道ミサイル攻撃
	④ 航空攻撃
	① 危険物質を有する施設への攻撃
	原子力発電所、石油コンビナート等に対する攻撃
	② 大規模集客施設*等への攻撃
緊急対処事態	ターミナル駅、列車等に対する攻撃
(大規模テロ等)	③ 大量殺傷物質による攻撃
	炭疽菌、サリン等を使用した攻撃
	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃
	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

<sup>\*</sup> ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人々が集まる施設

#### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態<sup>†</sup>として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

古处红现	al+ Abl
事態類型	特 徴
	《攻撃目標となりやすい地域》
	○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容
	易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考
	えられる。
	○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が
	離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、
	当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接して
① 着上陸侵攻 	いる場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上
	陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃
	が実施される可能性が高いと考えられる。
(多数の船舶等をもって	《想定される主な被害》
沿岸部に直接上陸して、	○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等
我が国の国土を占領す	が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種
る攻撃)	類によっては、二次被害の発生が想定される。
	《被害の範囲・機関》
	○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になると
	ともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。
	《事態の予測・察知》
	○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前
	に予測が可能である。
	《攻撃目標となりやすい地域》
	○ 都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関
	連施設などに対する注意が必要である。
② ゲリラや特殊部隊	《想定される主な被害》
による攻撃	○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定され
	ることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。
	《被害の範囲・期間》
(比較的少数の特殊部隊	○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であ
等を潜入させ、重要施設	るが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生
への襲撃や要人の暗殺	も予想される。
等を実施する攻撃)	《事態の予測・察知》
	○ 警察、自衛隊等による監視活動により、その兆候の早期発見
	に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知でき
	ず、突発的に被害が生じることも考えられる。

<sup>†</sup> 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

#### ③ 弾道ミサイル攻撃

#### 《攻撃目標となりやすい地域》

○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

(弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃)

#### 《想定される主な被害》

○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

#### 《被害の範囲・期間》

○ 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)により、被害の様相 が大きく異なる。着弾前に弾頭の種類を特定することは困難で ある。

#### 《事態の予測・察知》

○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。

#### 《攻撃目標となりやすい地域》

○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、 その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部 が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインの インフラ施設が目標となることもあり得る。

#### ④ 航空攻撃

#### 《想定される主な被害》

○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

# (爆撃機及び戦闘機等で 我が国領空に侵入し、爆 弾等を投下する攻撃)

#### 《被害の範囲・期間》

○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

#### 《事態の予測・察知》

○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは 比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特 定することが困難である。

#### 2 緊急対処事態 (大規模テロ等)

市国民保護計画においては、緊急対処事態<sup>‡</sup>として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

	事態類型	特 徵
攻撃対象施設等による分類	① 危険物質を 有する施設へ の攻撃	<ul> <li>○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</li> <li>○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(武蔵野市内には石油コンビナートは存在しない。)</li> <li>○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染物等社会経済活動に支障が生ずる。</li> <li>○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。</li> </ul>
	② 大規模集客 施設等への攻 撃	○ 大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻	③ 大量殺傷物 質による攻撃	○ 「3 NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生 させる。
攻撃手段による分類	④ 交通機関を 破壊手段とし たテロ	<ul> <li>○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生する恐れがある。</li> <li>○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生じる。</li> </ul>

\_

<sup>\*</sup> 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

### 3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。)が行われることも考慮する。

種別	特一徵
■ 核兵器	<ul> <li>○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う 熱線、爆風及び初期各放射線によって、その後は放射性降下物 (灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放 射によって生じる。</li> <li>○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、 核兵器に比して小規模ではあるが、爆発による爆発の被害と放 射能による被害をもたらす。</li> <li>○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。</li> <li>○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。</li> </ul>
■ 生物兵器等	<ul> <li>○ 人に知られることなく散布することが可能である。</li> <li>○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</li> <li>○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。</li> </ul>
■ 化学兵器等	<ul> <li>○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。</li> <li>○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</li> <li>○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。</li> <li>○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> <li>○ 化学兵器としては、一般的にサリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</li> </ul>

# 第2編 平素からの備え

# 第1章 組織・体制の整備等

### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織 及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、 各部課室の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、下表を基準として、その準備に係る業務を行う。

※ 国民保護に関する業務の総括、企画立案等については、防災安全部が行う。

部等名	平素の業務
総合政策部	・ 報道機関との連絡に関すること
	・ 国民保護に関する放送の要請に関すること
	・ 他部室等に対する応援のための体制整備に関すること
	・ 国民保護に関する広報及び広聴に関すること
	・ 国民保護に係るボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること
総務部	・ 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること
	・ 職員の服務・給与に関すること
財務部	・ 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること
	・ 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること
	・ 庁舎における警戒等の予防対策に関すること
	・ 車両の調達に関すること
	・ 緊急通行車両確認標章に関すること
	・ 屋外収容施設の設営に関すること
市民部	・ 安否情報の収集・提供態勢の整備に関すること
	・ 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること

部等名	平素の業務
防災安全部	・ 国民保護に関する総合調整に関すること
	・ 国民保護協議会の運営に関すること
	・ 国民保護計画の見直し・変更に関すること
	・ 初動態勢の整備に関すること
	・ 職員の参集基準の整備等に関すること
	・ 非常通信態勢の整備に関すること
	・ 自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他市区町村等との連携体制
	の整備に関すること
	・ 国民保護に関する研修、訓練に関すること
	・ 危機情報等の収集、分析等に関すること
	・ 特殊標章等の交付、許可に関すること
	・ 警報、避難の指示及び緊急通報の内容の伝達に係る整備に関すること
	・ 避難施設の指定に関すること
	・ 被災情報の収集・提供態勢の整備に関すること
	・ 武蔵野市消防団に関すること
	・ その他各部課室に属さない武力攻撃事態に関する整備
環境部	・ 公園の整備に関すること
	・ 下水道の整備に関すること
	・ 廃棄物(し尿を含む。)の処理に関すること
健康福祉部	・ 医療及び防疫に関すること
※保健センター含	・ 妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること
む。	・ 救援物資の備蓄、輸送及び配分に関すること
	・ 避難住民の運送及び避難施設の設営に関すること
	・ 義援金品の受領及びこれに必要な措置に関すること
	・ 社会福祉協議会、在宅介護支援センター等に対する協力に関すること
子ども家庭部	・ 乳幼児の安全確保及び支援に関すること
	・ 児童・青少年の安全確保及び支援に関すること
	・ 児童館・学童クラブ等管理施設の安全確保に関すること
都市整備部	・ 建築物等の防災に関すること
	・ 住宅等の建設、補修等のための融資等に関すること
	・ 応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること
	・ 市営住宅に関すること
	・ 道路、河川及び橋りょうの整備に関すること
水道部	・ 水道施設の保全に関すること
	・ 応急給水に関すること
	・ 水道水の水質管理に関すること
会計課	・ 現金等の出納及び保管に関すること
教育部	・ 文教施設の警戒等の予防対策に関すること
	・ 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること
	・ 文化財等の保護に関すること
	・ 避難所の設営及び運営に関すること
	・ 遺体の検案及びこれらに必要な措置に関すること
監査委員事務局	・ 他部の応援に関すること
議会事務局	・ 市議会との連絡に関すること
	・ 他部の応援に関すること

(参考)【警視庁及び東京消防庁における平素の業務】(都国民保護計画抜粋)

部等名	平素の業務
警視庁	・ 警備態勢の整備に関すること
武蔵野警察署	・ 情報収集・提供等の態勢整備に関すること
	・ 警備情報の収集に関すること
	・ 通信体制の整備に関すること
	・ 装備・資機材の整備に関すること
	・ 交通規制に関すること
	・ 生活関連等施設の安全確保の助言に関すること
	・ 関係警察署との連携に関すること
東京消防庁	・ 消防活動態勢の整備に関すること
第八消防方面本部	・ 通信体制の整備に関すること
武蔵野消防署	・ 情報収集・提供態勢の整備に関すること
	・ 装備・資機材の整備に関すること
	・ 特殊標章の交付・管理に関すること(※)
	・ 生活関連等施設、危険物質等(消防法に関するものに限る。) 取扱所
	の安全化対策に関すること
	・ 事業所に対する避難等自主防災態勢の指導に関すること
	・ 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること
	・ 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

※東京消防庁職員に限る。

#### 2 市職員の参集基準等

#### (1) 職員の迅速な参集態勢の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に 万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる 態勢を整備する。

#### (2) 24時間即応態勢の整備

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、武蔵野消防署との間で構築されている情報連絡態勢を踏まえて、夜間防災連絡室を設置するなど当直等の強化を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な態勢を確保する。

#### (3) 市の態勢及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の態勢を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる態勢の整備に努める。

### 【事態の状況に応じた初動態勢の確立】

事態の状況	態勢の判断基準		態勢区分	
	武力攻撃の兆候等	があり、情報収集等の対応が必要な場合	レベル I	
	武力攻撃が発生し、情報収集等の強化が必要な場合		レベルⅡ	
事態認定無	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		レベルⅢ	
于您的化 ※	原因不明の事案が	発生するなど、その被害が災害対策基本		
	法上の災害 <sup>§</sup> に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必		レベルⅣ	
	要がある場合			
		武力攻撃の兆候等があり、情報収集等の	レベルI	
	市国民保護対策 本部設置の通知 がない場合	対応が必要な場合		
		武力攻撃等が発生し、情報収集等の対応	レベルⅡ	
事態認定有		を強化する必要がある場合		
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が	レベルⅢ	
		必要な場合		
	市国民保護対策本	部設置の通知を受けた場合	レベルⅣ	

#### 【参集態勢】

区 分	態勢	参集要員
レベル I	緊急事態情報収集連絡態勢	防災課職員
レベルⅡ	緊急事態情報収集連絡室態勢	防災安全部職員及び必要職員※
レベルⅢ	緊急事態応急対策本部態勢	初動要員及び必要職員※
レベルIV	国民保護対策本部又は災害対策本部態勢	全職員

※事態類型に応じて必要な職員を増強

#### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

#### (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、職員の被災、交通の途絶等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

市対策本部長(市長)の代替職員については、次のとおりとする。なお、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、別に定める。

<sup>§</sup> 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生じる被害」に該当

#### 【市対策本部長の代替職員】

名称	代替職員		
A 杯 	第1順位	第2順位	第3順位
市対策本部長 (市長)	副市長①	副市長②	教育長

#### (6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

	施設名	場所
予備施設	武蔵野公会堂	武蔵野市吉祥寺南町 1-6-22

#### (7) 職員の所掌事務

市は、前(3)の態勢区分ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

#### (8) 交代要員の確保

市は、防災に関する態勢を活用しつつ、武蔵野市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

#### 3 消防の初動態勢の把握等

#### (1) 東京消防庁武蔵野消防署の初動態勢の把握

市は、東京消防庁武蔵野消防署(以下、「武蔵野消防署」という。)からの情報を受け、その初動態勢を把握する。また、地域防災計画における武蔵野消防署との情報連絡態勢を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

#### (2) 市消防団の充実・活性化の推進等

市は、市消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことをかんがみ、都及び武 蔵野消防署と連携し、地域住民の市消防団への参加促進、市消防団に係る広報活動、 全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、 市消防団の充実強化を図る。

また、市は、都及び武蔵野消防署と連携し、市消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に市消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、国民保護に関する市消防団員の参集基準を定める。

#### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟 その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、別途担当課を定め、 相談窓口等を設置する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償	特定物資の収容に関すること。(法第81条第2項)
(法第 159 条第 1 項)	特定物資の保管命令に関すること(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること(法第82条)
	応急公用負担に関すること(法第 113 条第 1 項・ 5 項)
損害補償	国民への協力要請によるもの
(法第 160 号)	(法第70条第1・3項、80条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること (法第6条、175条)	
訴訟に関すること (法第6条、175条)	

※表中の「法」とは「国民保護法」を示す。

#### 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、都、他の市区町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

#### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の市区町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

#### (4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

市は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が市内に展開する場合、その措置 行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、市国民保護協議会の委員に 任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、 確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

#### 2 都との連携

#### (1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署(担当局等名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

#### (2) 都との情報共有

警報の内容、経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行なう国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、都国民保護計画第8章第1節第4項における役割分担を基本とする。主な国民保護措置における役割分担は下表のとおり。

主な措置	役割 分担
工な用具	○ 原則として避難場所が所在する市が運営する。
避難場所の運営	<ul><li>○ 原則として避難場所が所任する用が連書する。</li><li>○ 必要に応じて都が補完する。</li></ul>
	○ 必要に応じて都が備元する。 ○ 避難所・二次避難施設の開設、運営は市が行うこととし、都は
避難所等の運営	これを補完する。 ○ 都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うことと
	し、市は、これに協力する。
	○ 都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び市におけ
┃ ┃食料・生活必需品の供	○ 郁による一括調達を原則とし、必要に応して、郁及い川におり - る備蓄品を活用する。
と と と と と と に と に に に に に に に に に に に に に	○ 緊急時における食料・生活必需品は、市の備蓄品(都の事前配
	○ 素心時における良料・生活必需品は、用の偏省品(郁の事間配) 置分を含む。)又は調達品をもって充てる。
	□ 万を含む。)又は調達品をもつしたしる。  ○ 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、市が一次的に行い、
	○ 医療液護所の設直、医療液護班等の派遣は、用が一次的に17で、 都は要請に基づき都医療救護班の派遣、都医師会等に対する派遣
	要請や広域的な応援要請を行う。
医療の実施	<ul><li>● 毎間や広域的な応援安間を行う。</li><li>○ 都は市の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。</li></ul>
区旗 07 <del>天</del> 旭	○ 市は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所か
	○ 川は彼灰現場がら医療秋暖所まての患有搬送及び医療秋暖所が ら医療施設への患者搬送を実施し、都は医療救護所から医療施設
	の医療施設への患有臓医を失施し、郁は医療放暖所がり医療施設し、の患者搬送を実施する。
	○ 食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活
	○ 及種、工作の市品、区采品等の帰留は、次音が水角の帰留を拍 用する。
備蓄	○ NBC災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の
加田	安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。市は、地
	域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。
	○ 市及び都は巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避
	難所等に派遣する。
保健衛生の確保	○ 都及び市は、避難所の食品衛生指導等を行う。
MANGE IN THE STREET	○ 市は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・
	助言を行う。
₩ W ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩	○ 市は、警察及び消防が中心となって行う被災者の捜索、救出に
被災者の捜索及び救出	協力する。
	○ 市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬す
ш <b>ж</b> л «».l. <b>ж</b>	るとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。
埋葬及び火葬	○ 都は必要に応じて広域火葬態勢に基づく火葬の実施について調
	整、推進する。

主な措置	役 割 分 担
電話その他の通信設備の提供	○ 都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 市は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。
武力攻撃災害による被 害を受けた住宅の応急 修理	<ul><li>○ 市は、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。</li><li>○ 都は市からの報告を基に応急修理を実施する。</li></ul>
学用品の給与	○ 市は、必要量を把握し都に報告する。 ○ 都は学用品を一括して調達し、市が配付する。
行方不明者の捜索及び 死体の処理	<ul><li>○ 市は、警察および消防が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。</li><li>○ 市は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。</li><li>○ 都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。</li></ul>
ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	<ul> <li>○ 市は、各所管区域のごみ処理を行う。</li> <li>○ 市は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、湖南衛生組合又は都の水再生センターへ搬入する。</li> <li>○ 都は、搬入先の水再生センターのし尿受け入れ口の特定を行う。</li> <li>○ 市は、所管区域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。</li> <li>○ 市は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施する。</li> </ul>
応急仮設住宅等の設 置、運営	<ul><li>○ 都は、応急仮設住宅等を設置し、原則として都営住宅に準じて管理する。</li><li>○ 市は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</li></ul>

#### (5) 警察との連携

市長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、 武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に 提供できるよう、警視庁武蔵野警察署(以下、「武蔵野警察署」という。)との必要な 連携を図る。

#### (6) 消防との連携

市は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するために消防が行う、消火、救助・救急等の活動と連携するとともに、市が避難住民の誘導を効果的に行うことができるよう武蔵野消防署と緊密な連携を図る。

## 3 近接市区との連携

#### (1) 近接市区との連携

市は、近接市区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、 近接市区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関 し締結されている市区間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、 武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給態勢等における近接市区 相互間の連携を図る。

# (2) 事務の一部の委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市区と平素から意見交換を行う。

#### 4 指定公共機関等との連携

# (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるように(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

#### (4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関等と協力し、市内の事業所における武力攻撃事態等の観点を 交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範 な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 事業所に対する支援

市は、武蔵野消防署が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について協力する。

#### 6 自主防災組織等に対する支援

# (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、市消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するにあたっては、武蔵野消防署の協力を得て、火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

# (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

# 第3 通信の確保

国、都、市出先機関、武蔵野警察署、武蔵野消防署、ライフライン機関の各防災機関 及び他市区町村との通信連絡には、地域防災計画で整備された、次に掲げる通信連絡手 段及びシステムを活用する。

- ① 国の防災機関
  - ・緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク
  - ・東京都防災行政無線又は東京都災害情報システム(一部の指定地方行政機関)
- ② 都、市出先機関、武蔵野警察署、武蔵野消防署、ライフライン機関等
  - · 東京都防災行政無線(固定系、移動系、衛星系)
  - ・東京都災害情報システム
  - ・画像伝送システム (テレビ会議)
- ③ 他市区町村
  - ・消防防災無線、水防道路無線、地域衛星通信ネットワーク
- ④ 武蔵野市内
  - ·武蔵野市防災行政無線(固定系、移動系、衛星系)
  - ・武蔵野市防災情報システム

また、市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信態勢の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信態勢の整備等について定める。

#### 1 非常通信態勢の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信態勢の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

# 2 非常通信態勢の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における態勢を活用し、情報収集連絡態勢の整備に努める。

※ 本計画資料編「資料1-1 通信連絡体制」参照

# 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知 及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提 供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

# (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)等を活用して、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信態勢の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

- ・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含め た管理・運用体制の構築を図る。
- ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地 上系・衛星系等による伝達路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情 報収集態勢の整備を図る。
- ・ 都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間 の連携を図る。
- ・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備 を定期的に総点検する。

- ・ 夜間・休日の場合等における態勢を確保するとともに、平素から情報収集連絡態勢の整備を図る。
- ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給 が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ・ 通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の 条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練 を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ態勢等の改善を行う。

運用面

- ・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な運用を図る。
- ・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑 に他の職員が代行できるような態勢の構築を図る。
- ・ 国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、 障害者、外国人その他の情報の伝達に際し、救護を要する者及びその他通常の手段では情報の入 手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

#### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

- ア 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法 等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解 が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉 協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等 に対する伝達に配慮する。
- イ 市長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発 的な協力を得るなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体 制の整備に努める。
- ウ 警報の伝達にあたっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等へ の協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

## (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる固定系その他の防災行政無線の整備を図る。

# (3) 全国瞬時警報システム(以下、「J-ALERT」という。)の運用

市は、J-ALERTによる緊急情報の伝達に対しては、防災行政無線の自動起動等を活用し、迅速に市民へ伝達する。

## (4) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

# (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音 (「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7月6日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知) については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

ア 市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用又は居 住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

#### 【多数のものが利用又は居住する施設】

- 大規模集客施設等(駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設、繁華街等)
- 大規模オフィス
- 大規模集合住宅 外
- イ 市は、武蔵野消防署と連携し、都及び東京消防庁が行う大規模集客施設の管理者 等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提 供(館内放送等)や避難誘導態勢の整備等に関する指導・助言に協力する。
- ※ 本計画資料編「資料2-3 大規模集客施設」参照

## (7) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都や関係事業者と連携して、各種の取組みを推進する。特に、「エフエムむさしの」や「ジェイコム東京 武蔵野・三鷹」などの通信事業者を重視する。

その際、事業者の先駆的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報(以下参照)を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、安否情報システムの運用・操作を含め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

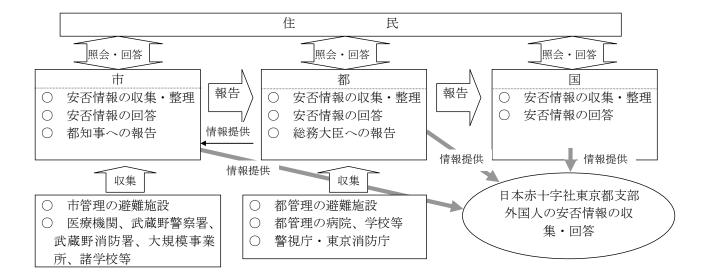
# 【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
  - ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 性別
  - ④ 住所
  - ⑤ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)
  - ⑥ ①~⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
  - ⑦ 負傷や疾病の有無
  - ⑧ 負傷又は疾病の状況
  - ⑨ 現在の居所
  - ⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
  - ⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等
- 2 死亡した住民

(上記①~⑥、⑩に加えて)

- ② 死亡の日時、場所及び状況
- ③ 死体の安置場所
- ⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等

## 【安否情報の収集・提供の概要】



# (2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、 大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係 機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

 ○ 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、 都は、都の施設等からの収集など補完的に対応
 ・市・・・・ 市管理の避難施設 市の施設(学校等) 市内の医療機関、武蔵野警察署、武蔵野消防署 大規模事業所、諸学校等
 ・都・・・・ 都管理の避難施設 都の施設(病院・学校等) 警視庁、東京消防庁等

#### (3) 住民への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの(個人番号カード、運転免許証、パスポート、写真入の社員証等)を携行するよう、都と連携して、住民に周知する。

※ 本計画資料編「資料3-9 安否情報省令関係」参照

# 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

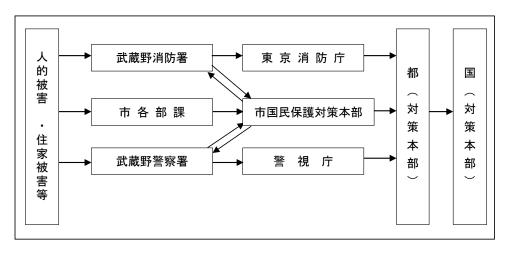
# (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報(以下参照)の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に 実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、都にお ける被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

# 【収集・報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
  - ① 死者、行方不明者、負傷者
  - ② 住宅被害
  - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

# 【被災情報の収集・報告系統】



#### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ、担当者の育成に努める。

# 第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備(\*)

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付することとなる。

このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

# 1 特殊標章等

#### (1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章 (オレンジ色地に青の正 三角形)。

# (2) 身分証明書

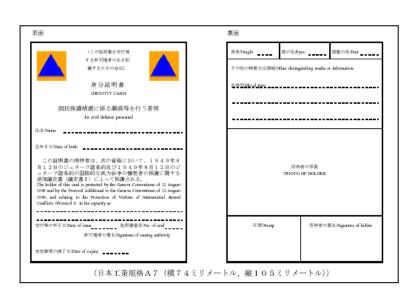
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式は下記のひな形のとおり。)

#### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に 青の正三角形)



(身分証明書のひな型)

# (\*)【特殊標章等の意義について】

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務 又は協力 (以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使 用される場所若しくは車両、船舶、航空機等 (以下この章において「場所等」という。)を識別 するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

# 2 交付要綱の作成

市は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

※ 本計画資料編「資料5-1 特殊標章等の交付等に関する要綱」「資料5-2 特殊標章及び身分証明書」参照

# 3 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

## 第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

# 1 研修

# (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、都、警視庁、東京消防庁、自 衛隊等と連携を図り、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所 等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

# (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、 多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、市消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eーラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、都、警視庁、東京消防庁、自衛隊等の危機管理に知見を有する職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

# 2 訓練

# (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市区町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への

避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人工密集地を含む様々な場所や 想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なもの とするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 住民の避難誘導訓練及び避難所開設等救援訓練

#### (3) 訓練にあたっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民 保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、 教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、都及び武蔵野消防署と協力し、大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等)、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の防災計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- カ 市は、武蔵野警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

# 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供態勢など既に記載しているものを除く。)。

# 1 避難に関する基本的事項

# (1) 基本的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、 避難施設のリスト等必要な基礎資料を、都と連携して整備する。

#### 【市において集約・整理すべき基礎的資料】

- 〇 住宅地図
  - (人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 市内の道路リスト (避難経路として想定される都道、市道等)
- 輸送力のリスト(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力、鉄道網やバス網、 保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資リスト (備蓄物質の所在地、数量、市内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト (避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、都、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 (代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト (東京消防庁、第八消防方面本部、武蔵野消防署、市消防団本部の所在地等の一覧)
- 要配慮者の避難支援プラン

#### (2) 隣接する市区との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

# (3) 要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災安全部、健康福祉部及び子ども家庭部を中心と した横断的な「要配慮者対策班」を迅速に設置し、都の要配慮者対策統括部との連携 した対応ができるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

#### (5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

# (6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

※ 本計画資料編「資料2-3 大規模集客施設」参照

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、 自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成したマニュアルを参考に、 季節の別(特に冬期間の避難方法)、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高 齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターン をあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 都との調整

市は、市の行う救援について、都国民保護計画第8章第1節第4項における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

# (3) 救援センター運営の準備

市は、市が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

# 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する態勢を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

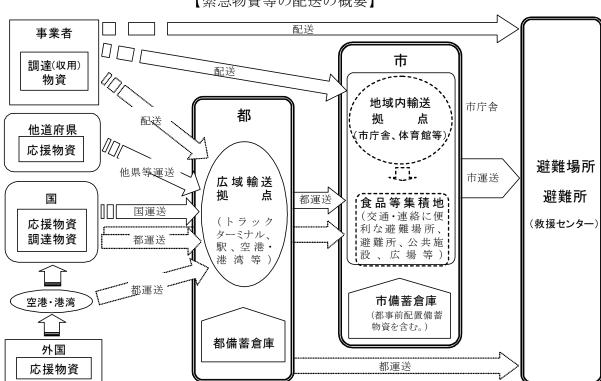
- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車輌等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
  - ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

#### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が 保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

# (3) 緊急物資等の運送態勢の把握・整備

市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への 運送など、緊急物資等の運送態勢を把握し、整備する。



【緊急物資等の配送の概要】

※ 本計画資料編「資料3-3 地域内輸送拠点」

「資料3-5 大規模救出救助活動拠点候補地」

「資料3-6 災害時臨時離着陸場候補地(武蔵野エリア)」

参照

#### 5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

区 分	用途	施設(例示)
	○ 避難住民が避難生活をする場所、又	・小、中、高等学校
	は避難の指示・退避の指示などの際に	• 公民館
	一時的に避難する場所	• 体育館
避難所		・劇場、ホール
		<ul><li>コンベンション施設</li></ul>
		・地下街 ※ 等
	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介	• 社会福祉施設 等
二次避難所	護などのサービスを必要とする高齢	
	者や障害者その他特に配慮を要する	
	者を一時的に受け入れ、保護する場所	
	○ 特に、武力攻撃災害等により発生し	• 都立公園
避難場所	た大規模な火災等からの一時的に避	•河川敷 等

(参考)【避難施設の区分】(都国民保護計画抜粋)

※ 地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

市は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

難するオープンスペース

※ 本計画資料編「資料2-2 避難施設」参照

## 6 生活関連等施設の把握等

#### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

# (参考)【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	
	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
第27条	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
第 4 1 未	6 号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省	
	10 号	危険物質等(国民保護法施行令第28条)の取扱所		
	1号	危険物	総務省消防庁	
2 号		毒物・劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	
	3 号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5 号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	
第28条	6 号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	
	8号	毒薬・劇薬(薬事法)	厚生労働省、農林水産省	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10 号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	
	11 号	毒性物質	経済産業省	

# (2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、武蔵野警察署、武蔵野消防署等との連携を図る。

# 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

#### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

※ 本計画資料編「資料3-2 備蓄物資、調達可能物資」参照

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材(\*)については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、あらたに備蓄、調達に努める。

# 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、 放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 都及び他の市区町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び 資材を調達することができるよう、他の市区町村や事業者等との間で、その供給に関 する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

<sup>(\*)</sup> 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、 国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ョウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊 な薬品等のうち国において備蓄・調達態勢を整備することが合理的と考えられるものについては、 国において必要に応じて備蓄・調達態勢の整備等を行うこととされている。

# 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

# (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

ア 市による生活基盤等の確保

市は、その管理する上下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を 活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に 努める。

イ 市指定公共機関等による生活基盤等の確保

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれ国民保護業務計画に基づき、 必要な措置や準備が講じられるように情報提供を行う。

#### 【機関の必要な措置及び準備】

機関	必要な措置・準備
電気事業者及び ガス事業者	電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置
水道事業者、水道用 水供給事業者及び工 業用水道事業者	水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置
運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置
電気通信事業者	通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優 先的に取り扱うために必要な措置
郵便事業者	郵便を確保するための必要な措置
一般信書便事業者	一般信書便事業者
病院その他の医療機 関	医療を確保するため必要な措置
河川管理施設、道路 の管理者	河川管理施設、道路、を適切に管理するために必要な措置

## (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

# 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、 パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の 重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施す る。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

# (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とともに、市消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

#### (4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

#### 2 住民がとるべき行動等に関する啓発

#### (1) 通報等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民へ

の周知を図る。

# (2) 避難行動や避難誘導等の周知

市は、パンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。 また、市は、日本赤十字社、都、武蔵野消防署などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

# 3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び 特殊標章等の使用の意義、使用にあたっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々 な機会を通じて啓発に努める。

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 初動連絡態勢の迅速な確立及び初動措置 第1章

多数の死傷者の発生や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、 その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対 処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、 現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市区町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関す る情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応態勢を強 化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、前述の事態において初動態勢を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・ 分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の 初動態勢について、以下のとおり定める。

#### 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

# (1) 緊急事態連絡室等の設置

ア 市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、速やかに、 都、武蔵野警察署及び武蔵野消防署に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速 に対処するため、緊急事態情報収集連絡室(以下「緊急事態連絡室」という。)を設 置する。

# 都 連絡室長(防災安全部長) 武蔵野警察署 連絡室員 迅速な情報収集・提供 武蔵野消防署 防災安全部職員 及び 関係課職員 陸上自衛隊東部方面隊 ※全庁的な情報の収集、対応策 その他関係機関 の検討等を行う。

【市緊急事態連絡室の構成等】

※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握 した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

イ 緊急事態連絡室は、武蔵野警察署、武蔵野消防署、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

また、必要に応じて関係機関連絡会議(仮称)を開催して情報の共有等に努める。 関係機関連絡会議(仮称)の構成等については別に定める。

ウ 市は、武蔵野市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)の設置指定前に あっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する 災害に該当する場合には、武蔵野市災害対策本部(以下「市災害対策本部」という。) を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

#### (2) 初動措置の確保

ア 市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整にあたるとともに、現場の警察、 消防等の活動状況を踏まえ、必要により市災害対策本部を設置し、災害対策基本法 等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

イ 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等 や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円 滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、当市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

#### (3) 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の市等に対し支援を要請する。

# (4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室等を設置した後に政府において事態認定が行われ、本市に対し、市 対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を 設置して新たな態勢に移行するとともに、緊急事態連絡室等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に 講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整 を行う。

# 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応態勢を強化すべきと判断した場合には、緊急事態情報収集連絡態勢又は緊急事態連絡室を設置して、緊急事態応急対策本部の設置準備を行い、即応態勢の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡態勢の確認、職員の参集態勢の確認、関係機関との通信・連絡態勢の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な態勢を構築する。

# 第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置して区域における 国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順 や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

# 1 市対策本部の設置

# (1) 市対策本部設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

手順	項目	内 容
		内閣総理大臣より、総務大臣(総務省消防庁)
1	対策本部設置指定の通知受領	及び都知事を通じて市対策本部設置の指定の通知
		を受領
		指定の通知後、市長は直ちに市対策本部を設置
2	市対策本部の設置	(※緊急事態連絡室等を設置していた場合は市対
		策本部に移行する。)
3	市対策本部員及び職員の参集	市対策本部担当者は、一斉参集システム等の連
3	川刈泉本部貝及い槭貝の参集	絡網等を活用して連絡する。
		市庁舎に市対策本部を開設し、各種通信システ
4	   市対策本部の開設	ムの起動、資材の配置等の準備を実施する。
4	川刈泉本部の開設	市長は、市対策本部を設置した時は、市議会に
		設置した旨を連絡する。
		市は防災に関する態勢を活用しつつ、職員の配
5	交代要員等の確保	置、食料、燃料等の備蓄自家発電設備及び仮眠設
		備の確保等を行う。
		市対策本部が被災した場合、市対策本部を予備
6	古対学大切の仕芸機能の確保	施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長
6	市対策本部の代替機能の確保	の判断により、予備施設の変更を妨げるものでは
		ない。

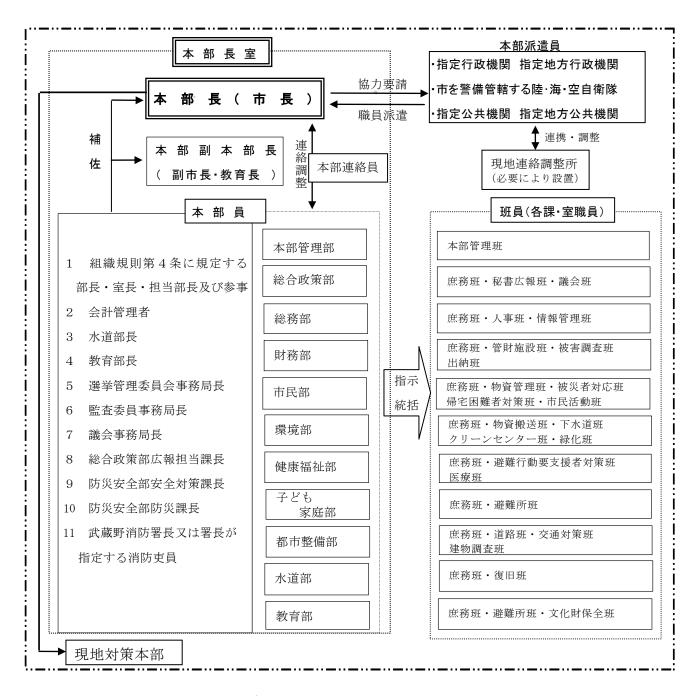
※ 本計画資料編「資料1-3 武蔵野市国民保護対策本部及び緊急対処事態 対策本部条例」参照

## (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

#### (3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部等において措置を実施するものとする。 (市対策本部には、各部等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

# 【市の各部等の武力攻撃事態等における業務】

(防災安全部長) (	本部管理班 (防災課長) 防災課 安全対策課 他 派遣職員 武藏野市民防災協会	市対策本部の運営の総合調整に関すること 本部長室の庶務に関すること 災害情報の収集、提供及び報告の受理に関すること 国、東京都、防災関係機関等との連絡調整に関すること 防災情報システムの維持管理に関すること 自衛隊及び応援部隊の対応に関すること 他の市区町村との連絡調整及び相互協力に関すること 被災情報の集約及び通信連絡の統括に関すること
総合政策部 庶		震度観測並びに気象情報の収受及び伝達に関すること 防災行政無線の統制及び活用に関すること 避難の勧告又は指示に関する事務に関すること 他の部との連絡調整に関すること 国民保護協議会の庶務に関すること その他国民保護措置の総合調整に関すること 避難所の開設期間の延長及び閉鎖並びに統廃合に関すること
	在務班 (企画調整課長) 企画調整課 資産活用課	部内の庶務に関すること 部内各班の人員の調整に関すること 部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること 部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること 市対策本部の活動記録の作成に関すること 復旧及び復興の状況の把握に関すること 復興に係る総合調整に関すること 所管事項に係る復興対策に関すること
議	<ul><li>図書広報班</li><li>(秘書広報課長)</li><li>秘書広報課</li><li>養会班</li><li>(議会事務局次長)</li></ul>	本部長及び副本部長の秘書業務に関すること 広報活動に関すること 報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整に関すること 報道機関への放送の要請に関すること 避難の勧告、指示等の伝達に関すること 災害の撮影及び記録に関すること 渉外及び災害視察者、見舞者等への対応に関すること 市議会の対応に関すること

部 (部長)	班(班長)	所掌事務
総務部	庶務班	部内の庶務に関すること
(総務部長)	(総務課長)	部内各班の人員の調整に関すること
(10.17) 110 207	総務課	部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関するこ と
	自治法務課	部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること
	選挙管理委員会事務局	緊急通行車両の確認申請事務に関すること
		他の部の所掌に属しない事項に関すること
		国民保護法その他の法規の適用に関する事務に関すること
		国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること
		BCPの発動・解除に関すること
		私立学校との連絡調整に関すること
		所管事項に係る復興対策に関すること
	人事班	非常配備態勢全体の人員の調整に関すること
	(人事課長)	職員の安否の確認に関すること
	人事課	国民保護措置従事職員等の服務、健康管理及び給与又は賃金に関する
	ハずい	に中間口のですという問して、
		派遣職員の受入れに関すること
	情報管理班 (情報管理課長)	各種情報の処理に関すること
	情報管理課	ICT-BCPの発動・実施・解除に関すること
財務部	庶務班	部内の庶務に関すること
(財務部長)	(財政課長)	部内各班の人員の調整に関すること
	財政課	部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関するこ と
		部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること
		国民保護法適用に係る財務処理に関すること
		国民保護措置に係る予算その他財務に関すること
		徴収金(市税を除く。)の減免又は徴収猶予に関すること
		復興のための財政措置に関すること
		所管事項に係る復興対策に関すること
	管財施設班	避難所開設のための応急危険度判定員との連絡に関すること
	(管財課長)	市の施設(避難所含む)の安全点検及び応急修繕に関すること
	管財課	庁舎及び車両の維持管理に関すること
	施設課	国民保護措置従事職員の寝食に関すること
		物品の調達及び契約事務に関すること
		車両、その他輸送手段及び燃料の調達に関すること
	被害調査班	市内の被害情報(市施設を除く。)の収集及び連絡に関すること
	(市民税課長)	家屋及び住家の被害認定調査に関すること
	市民税課	全壊全焼、半壊半焼等区分別棟数の把握に関すること
	資産税課	被災台帳の作成に関すること 租税の徴収猶予及び減免措置等に関すること
	LL Voh zir	租税の徴収猶予及の減免措直等に関すること 国民保護措置に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること
	出納班	
	(会計課長)	義援金品の集約及び記録に関すること
	会計課	見舞金の支払に関すること

部	班 (班長)	所掌事務
(部長)	班 (班及)	<b>川手                                    </b>
市民部	庶務班	部内の庶務に関すること
	333	部内各班の人員の調整に関すること
(市民部長)	(生活経済課長)	部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関するこ
	生活経済課	٤
		部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること
		所管事項に係る復興対策に関すること
	物資管理班	食料、生活必需品その他必要な物資の情報の収集に関すること
	(生活経済課長)	救援物資の援助の要請に関すること
	生活経済課(再掲)	緊急物資輸送拠点の開設及び運営に関すること
		備蓄物資及び調達物資の管理に関すること
	交流事業課	必要な資機材及び物資の調査に関すること
	監査委員事務局	救援物資の受入れ、仕分け及び配分に関すること
	(公財) 生涯学習振興	食料、生活必需品その他必要な物資の調達に関すること
	事業団<総合体育館>	友好都市との連携に関すること
	(公財) 国際交流協会	外国人への対応に関すること
		商業、工業及び農業に関する被害の調査に関すること
		消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること
		商業、工業及び農業に関する融資等に関すること
	帰宅困難者対策班	帰宅困難者の情報収集及び連絡活動に関すること
	(市民活動推進課長)	駅周辺混乱防止対策協議会との連携に関すること
	市民活動推進課生活経済課(再掲)	一時滞在施設の被害状況確認及び開設に関すること
	市政センター	民間事業者への一時滞在施設開設依頼に関すること
	吉祥寺まちづくり事務所	帰宅困難者用備蓄倉庫からの一時滞在施設への物資の供給に関する
	武蔵境開発事務所	こと
	(一財) 開発公社	駅周辺の避難誘導と混乱防止に関すること
	被災者対応班	避難所、遺体収容所等における安否の確認及び安否情報の処理に関す
	(保険課長)	ること 被災者台帳の整備に関すること
	保険課	り災証明書の発行に関すること
	市民課	行方不明者等に関する相談窓口の開設及び運営に関すること
	市政センター(再掲)	死亡届の受理、埋葬及び火葬の許可並びに火葬に関すること
		住民基本台帳及び戸籍に関する受付及び証明書等の交付に関するこ
		住氏基本口帳及び尸精に関する支門及び証明音寺の交別に関すること
		国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関すること
		被災住宅における居住者数及び世帯数の把握に関すること
		身元不明の遺骨等の引継ぎに関すること
	市民活動班	災害時特設コールセンターの設置・運用に関すること
		広聴活動に関すること
	(市民活動推進課長)	相談窓口の設置及び運営に関すること
	市民活動推進課 (再掲)	コミュニティセンターの運用に関すること
	(公財) 文化事業団	ボランティアセンターの開設及び運営の協力に関すること
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

部 (部長)	班(班長)	所掌事務
環境部 (環境部長)	庶務班 (環境政策課長) 環境政策課	部内の庶務に関すること 部内各班の人員の調整に関すること 部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること 部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること
		放射線対策に関すること 防疫活動に関すること 毒物及び有害化学物質を保管する事業所の状況に関すること 動物に関すること 動物救援センターの設置・運用に関すること 所管事項に係る復興対策に関すること
	物資搬送班 (ごみ総合対策課長) ごみ総合対策課	備蓄物資及び調達物資の搬送に関すること 仮設トイレの調達に関すること ごみに関する相談等に関すること し尿の収集及び処理に関すること 廃棄物の収集及び処理に関すること 住宅等の解体及び撤去の申請の受付に関すること
	クリーンセンター班 (クリーンセンター所長) クリーンセンター 下水道班 (下水道課長)	クリーンセンターの維持管理に関すること ごみに関する相談等に関すること 廃棄物の受入れ及び処理に関すること 土木資器材の調達に関すること 公共下水道施設の被害状況の調査に関すること
	下水道課 緑化班 (緑のまち推進課長) 緑のまち推進課	公共下水道施設の応急対策及び復旧に関すること

部 (部長)	班(班長)	所掌事務
健康福祉部	庶務班	部内の庶務に関すること
(健康福祉部長)	(地域支援課長)	部内各班の人員の調整に関すること
(VCM IIII IIII III )	地域支援課	部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関するこ
	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること
	(社福) 市民社会福 祉協議会	福祉団体等との連絡調整に関すること
	14 協議云	ボランティアセンターの開設及び運営に関すること
		義援金品の募集、受付及び配分に関すること
		<b></b>
		援護資金に関すること
		被災者生活再建支援金に関すること
		生活福祉資金の貸付に関すること
		仮設住宅等に入居した要配慮者への支援に関すること
		所管事項に係る復興対策に関すること
	避難行動要支援者対策	避難行動要支援者の安否の確認、救護、避難誘導、安全の確保に関す
	班	ること
	(高齢者支援課長)	社会福祉施設の被害の調査に関すること
	(1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	福祉避難所の開設及び運営に関すること
	高齢者支援課	福祉避難所避難者の保護に関すること
	障害者福祉課	福祉避難所生活者名簿の整理に関すること
	生活福祉課	福祉避難所における救援物資の受け入れに関すること
	地域支援課(再掲)	福祉避難所施設の維持管理に関すること
	(社福) 武蔵野	介護トリアージ(仮称)に関すること
	(公財)福祉公社	介護・福祉サービス事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域活動支援センターとの連絡等に関すること
	(社福)市民社会福	被災した在宅の要配慮者の生活の支援に関すること
	祉協議会(再掲) (公社)シルバー人	福祉サービスの提供に関すること
	材センター	福祉に関する相談窓口の設置及び運営に関すること
	医療班	医療施設の被害の調査に関すること
	(健康課長)	医師会等の医療関係団体及び医療機関との連携及び調整に関すること
		医療救護本部の設置・運用に関すること
	健康課	医療資器材、医薬品等の管理及び調達に関すること
	(公財) 健康づくり事業団	乳幼児、妊産婦への対応に関すること
		医療救護所の設置及び運営に関すること
		被災者の健康管理、感染予防等に関すること
		医療救護に関する応援の要請に関すること
		慢性期医療対策に関すること
		こころのケアに関すること

部		
П	班 (班長)	所掌事務
(部長)		
子ども家庭部	庶務班	部内の庶務に関すること
(子ども家庭部長)	(子ども政策課長)	部内各班の人員の調整に関すること
(丁とも豕庭部及)		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関するこ
	子ども政策課	ک
		部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること
		所管事項に係る復興対策に関すること
	避難所班	乳幼児、児童及び生徒の救助救援及び保護に関すること
	(子ども育成課長)	保育園型福祉避難所の開設・運営に関すること
		応急保育の実施に関すること
	子ども育成課	一時集合場所・避難所の運営に関すること
	子ども政策課(再掲)	避難所の資器材に関すること
	子ども家庭支援センター	避難所におけるボランティア活動に関すること
	児童青少年課	避難所の衛生対策に関すること
	(公財) 子ども協会	避難者等への食事の提供に関すること
	(ДД) 1 С О ШД	自宅生活継続者への情報・水・食料等の提供に関すること
		避難所運営組織との連携に関すること
		ペットの同行避難の受け入れに関すること
		子育て及びひとり親等に係る相談・支援・情報提供に関すること
		避難所における救援物資の受入れに関すること
		保育園等の再開に関すること
都市整備部	庶務班	部内の庶務に関すること
(都市整備部長)	(まちづくり推進課長)	部内各班の人員の調整に関すること
(品印在M品及)		部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関するこ
	まちづくり推進課	১
		部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること
		所管事項に係る復興対策に関すること
	道路班	緊急交通路の確保並びに交通障害物の除去及び道路の開通に関する
	(道路課長)	Z Z
	道路課	土木資器材の調達に関すること
	足时以	各道路管理者との連絡調整に関すること
		一般社団法人東京建設業協会その関係団体との連絡調整に関するこ
	<u> </u>	と
		公共道路施設の応急対策及び復旧に関すること
	交通対策班	緊急交通路の確保並びに交通障害物の除去及び道路の開通に関する
	(交通対策課長)	
	交通対策課	公共交通機関との連絡調整に関すること
		交通安全施設の応急対策及び復旧に関すること
	7th d.f. SITI to sales	市内全体(市の施設を除く)の被害状況の調査に関すること
	建物調査班	被災住宅の応急危険度判定に係る実施本部の設置及び実施計画の立
	(建築指導課長)	
	建築指導課	被災住宅の応急危険度判定の実施に関すること
	住宅対策課	被災宅地の危険度判定の実施に関すること
	用地課	危険建築物、危険区域等の安全対策に関すること
	土地開発公社	被災住宅の応急修理に関すること
	吉祥寺まちづくり	住宅に関する相談窓口の設置及び運営に関すること
	事務所(再掲)	一時提供住宅及び応急仮設住宅の供給に関すること
	武蔵境開発事務所	* ** ***
	(再掲)	応急仮設住宅等の用地確保及び調整に関すること
	(一財) 開発公社 (再掲)	

溶		
	班 (班長)	所掌事務
(部長)		
水道部	庶務班	部内の庶務に関すること
(水道部長)	(水道部総務課長)	部内各班の人員の調整に関すること
	水道部総務課	部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関すること
		部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること
		給水資器材の調達及び契約事務に関すること
		水道等に関する被害状況及び給水活動の広報に関すること
		東京都水道局との連絡調整に関すること
		水道関係団体との連絡調整及び応援の要請に関すること
		水道に関する相談等に関すること
		所管事項に係る復興対策に関すること
	復旧班	水道施設の被害状況の調査に関すること
	(水道部工務課長)	被害を受けた水道施設の応急復旧等に関すること
	水道部工務課	水道施設の点検及び復旧に関すること
	↑ 担部工務課 ■	浄水場の点検、整備、復旧等に関すること
		応急給水を行う地区の選定に関すること
		応急給水拠点の開設及び運営に関すること
		非常用給水施設の点検に関すること
		仮設給水所の設置に関すること
	_	運搬給水場所の選定及び搬送に関すること
		宅地内給水装置の復旧の受付に関すること
教育部	庶務班	部内の庶務に関すること
(教育部長)	(教育企画課長)	部内各班の人員の調整に関すること
	教育企画課	部内で所管する施設及び設備の被害状況の調査及び集約に関するこ
	_	
		部内の所掌事務に係る協力協定締結機関との連絡調整に関すること
	-	避難所における活動の記録に関すること
		避難者名簿の整理に関すること 学用品の調達及び支給に関すること
	-	・
	and that see also	一時集合場所・避難所の運営に関すること
	避難所班	児童及び生徒の保護に関すること
	(指導課長)	避難所の資器材に関すること
	指導課	避難所におけるボランティア活動に関すること
	教育支援課	避難所の衛生対策に関すること
	図書館	避難者等への食事の提供に関すること
	(公財) 生涯学習振興	自宅生活継続者への情報・水・食料等の提供に関すること
	事業団	避難所運営組織との連携に関すること
	<武蔵野プレイス>	ペットの同行避難の受け入れに関すること
	<吉祥寺図書館>	避難所における救援物資の受入れに関すること
	(一財) 給食・食育	応急教育の実施及び学校教育の再開に関すること
	振興財団	教職員等の処遇、給与、賃金に関すること
		教育相談に関すること
	文化財保全班	避難所運営に係る応援に関すること
	(生涯学習スポーツ課長)	要救助者及び遺体の捜索及び搬送に関すること
	生涯学習スポーツ課	遺体収容所の開設及び運営に関すること遺体の搬送等に関すること
		退体の概応等に関すること 身元不明の遺体及び遺骨に関すること
		文化財等の被害状況把握及び保全に関すること
		応急教育の実施の応援に関すること 応急教育の実施の応援に関すること
		心心ならい大心の心及に対けるして

## (参考)【武力攻撃事態等における武蔵野警察署及び武蔵野消防署の業務】

(都国民保護計画抜粋)

機関の名称		武力攻撃事態等における業務
警視庁	1	被災者の救出及び避難誘導に関すること
武蔵野警察署	2	行方不明者の捜索及び遺体の見分に関すること
	3	警報伝達の協力に関すること
	4	災害時における交通規制に関すること
	5	避難住民の誘導に関すること
	6	生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること
	7	関係警察署との連携に関すること
	8	前各号に掲げるもののほか、治安に関すること
東京消防庁	1	火災その他の災害予防、警戒及び防御に関すること
第八消防方面本部	2	消火、救助・救急に関すること
武蔵野消防署	3	危険物等の措置に関すること
	4	避難住民の誘導に関すること
	5	警報伝達の協力に関すること
	6	市消防団との連携に関すること
	7	生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること
	8	前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適 時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴態勢を整備す る。

#### (5) 市対策本部における広報態勢

ア 基本的な考え

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に対し適 時適切な情報提供を行うため、市対策本部における広報態勢を強化する。

報道対応として広報責任者(スポークスマン)を置き、広報を一元的に管理する。

イ 広報責任者 (スポークスマン) 等

広報責任者は総合政策部長とし、補佐する者として広報担当課長を充てる。

ウ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見及び武蔵野市役所ホームページ等様々な 広報媒体を活用して、住民に迅速に提供できる態勢を整備する。特に「エフエムむ さしの」や「ジェイコム東京 武蔵野・三鷹」などの地元に密着したメディアを最 大限活用する。

#### 工 情報提供

関係報道機関への情報提供を行う。

#### 才 留意事項

広報の内容は、事実に基づく正確な情報を提供することとし、広報の時機を逸

することのないように迅速に対応する。

- ・ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に 応じて、本部長(市長)自らが記者会見等を実施する。
- ・ 都と連携した広報態勢を構築する。
- ※ 本計画資料編「資料1-2 広報に関する基準」参照

#### (6) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (7) 現地連絡調整所の設置

市は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地連絡調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

#### ※1 現地関係機関

市、都、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。

※2 現地連絡調整所の運営

原則として市の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行う。

- ※3 確認及び調整を行う活動の例
  - ・避難住民の誘導
- ・消防活動
- ・被災者の救援(医療の提供、捜索及び救出等)
- 汚染原因物質の除去又は除染
- ・警戒区域の設定、交通の規制
- ・応急の復旧

広報

## ※4 市対策本部と現地連絡調整所との連携

市対策本部は、収集した情報を現地連絡調整所に迅速に伝達することとし、現地連絡調整所は、現地の活動内容等を市対策本部に対して迅速に報告するものとする。

#### (8) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置

の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

#### イ 都対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。\*\* また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

## ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、都対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置 の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (9) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び都知事を経由して市対 策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を 廃止する。

<sup>\*\*</sup> 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の市から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

### 2 通信の確保

## (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、固定系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

## (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に 応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信 統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

※ 本計画資料編「資料1-1 通信連絡体制」参照

#### 3 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成 17 年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・ 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 市消防団長及び市消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ※ 本計画資料編「資料5-1 特殊標章等の交付等に関する要綱」 「資料5-2 特殊標章及び身分証明書」 参照

# 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の市区町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国・都の対策本部との連携

## (1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の態勢を整える。

#### (2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

# 2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

## (1) 都知事等への措置要請

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関(以下「都知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

## 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

#### (1) 自衛隊の部隊の派遣要請

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。

また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員等を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。

# (2) 自衛隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動\*により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

### (3) 自衛隊派遣時の留意事項

市は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官及び都、武蔵野警察署等と十分に協議する。

## 4 他の市区町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市区町村長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に 明らかにしたうえで、他の市区町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市区町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

<sup>\*</sup> 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動(自衛隊法第78条)及び都知事の要請に基づく治安出動(自衛隊法第81条)

第3章 関係機関相互の連携

#### (2) 都への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

## (3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託すると きは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示する とともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

### (1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

#### (2) 派遣要請の方法

市は、前(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、前(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

### 6 市の行う応援等

#### (1) 他の市区町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市区町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、 正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。 イ 他の市区町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の 事項を議会に報告し、また市は公示を行い、都に届け出る。

#### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

#### 7 自主防災組織等に対する支援等

## (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域の リーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全 を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災 組織に対する必要な支援を行う。

## (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入態勢の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

#### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを 希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の態勢 の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

# 第4章 国民の権利利益の救済に係る手続き

## 1 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲

損失補償	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)	
(法第159条第1項)	項) 特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)	
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償	国民への協力要請によるもの	
(法第160条)	(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)		
訴訟に関すること。 (法第6条、175条)		

※表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

※ 本計画資料編「資料3-10 公用令書等の様式」参照

#### 2 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及 び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延 長する。

# 第5章 警報及び避難の指示等

## 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 警報の内容の伝達・通知

#### (1) 警報の内容の伝達等

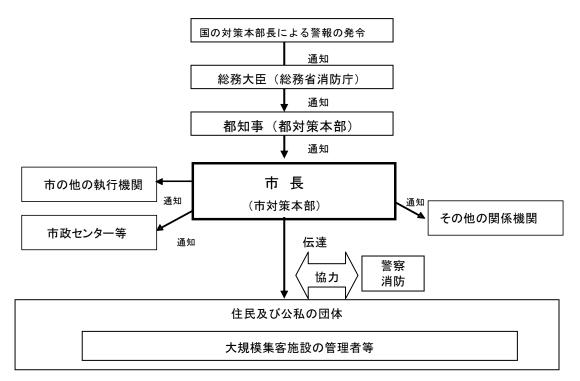
ア 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(市消防団、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

イ 市は、都と協力して、市内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先 へ速やかに警報の内容を伝達する。

## (2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、 警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http://www.city.musashino.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。



## 2 警報の内容の伝達方法

## (1) 警報の伝達要領

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、J-ALERTによる自動起動により、固定系防災行政無線で国が 定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等にお いて警報が発令された事実等を周知する。

- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
  - ・ 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をは じめとする手段により、周知を図る。
  - ・ 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

## (2) 住民への伝達方法

市長は、警報の内容の伝達にあたり、武蔵野消防署の協力が得られるよう、その消 火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。

なお、この場合、市消防団は武蔵野消防署長の所轄の下に行動するものとする。 さらに、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した 警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、武蔵野警察署と緊密な連携を図る。

## (3) 要配慮者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災安全部及び健康福祉部等との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような態勢の整備に努める。

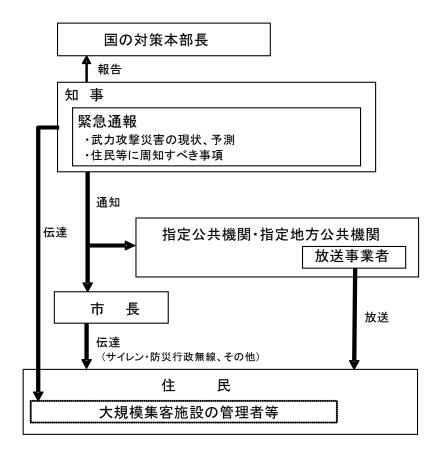
### (4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

# 3 緊急通報の伝達及び通知

都知事が発令する武力攻撃災害緊急通報(以下、「緊急通報」という。)の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

## 【緊急通報の発令の概要】



## 第2 避難住民の誘導等

市は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

#### 1 避難の指示の伝達

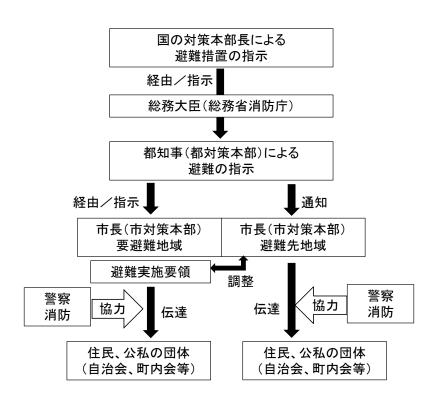
#### (1) 都への情報提供

市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、 被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況に ついて、収集した情報を迅速に都に提供する。

#### (2) 住民への伝達

市長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

## 【避難の指示の流れ】



## 2 避難実施要領の策定

#### (1) 避難実施要領の策定

ア 市長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

イ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、 避難実施要領の内容を修正する。

## 【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難 住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

## (2) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実 施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きに するなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- 工 集合時間
- オ 集合にあたっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

## (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合) (都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、要配慮者対策担当の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・ 自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整(都対策本部との調整、国の対策本 部長による利用指針を踏まえた対応)

#### (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

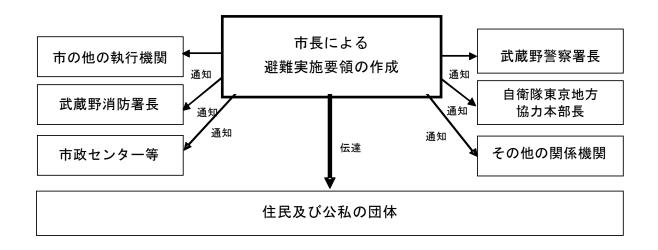
- ア 市長は、自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- イ この場合において、市長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

#### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の 団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民 に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、武蔵野消防署長、武蔵野警察署長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



#### 3 避難住民の誘導

#### (1) 市長による避難住民の誘導

ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監(武 蔵野消防署長)及び市消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位 として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所々々に職員を配置して、 各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導 の円滑化を図る。職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られる よう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

イ 夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にある ことから、避難誘導員が、避難経路の要所々々において、夜間照明(投光器具等) を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 武蔵野消防署との連携

市長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、武蔵野消防署長の協力を得て実施する。

なお、市消防団は、武蔵野消防署長の所轄の下に行動するものとする。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、必要があると認めるときは、武蔵野警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対

応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報 共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

#### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、 医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

#### (6) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

#### (7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる市職員は、警察、消防等と共に避難の指示に従わずに要避 難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行 い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する 場合には、必要な警告や指示を行う。

# (8) 避難場所の運営

市は、原則、市内に所在する避難場所を運営する。

### (9) 避難所等における安全確保等

市は、武蔵野警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに武蔵野警察署と協力し住民からの相談に対応するなど住民の不安の軽減に努める。

市は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

## (10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え 方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び 農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の 措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
- ※ 本計画資料編「資料3-8 動物の保護に関する通知」参照

#### (11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、 直ちに、住民に周知徹底を図るよう努める。

#### (12) 都に対する要請等

ア 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都 知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療態勢との連携に注意する。

- イ また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の市と競合するな ど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ウ 市長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、そ の指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- エ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など市 のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補 助を要請する。

## (13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

#### (14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領(復帰実施要領)を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

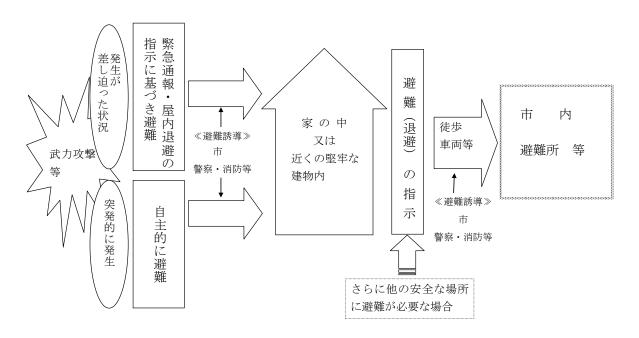
## 4 想定される避難の形態と市による誘導

類型	想定事態	事態の例
突発的かつ局地的な事態		
ケース1	ア 屋外で突発的に発生	ゲリラや特殊部隊による攻撃等
	イ 大規模集客施設等内で突発的に発生	大規模テロ等
ケース 2	突発的かつ広範囲な事態	弾道ミサイル攻撃、航空攻撃
ケース3	時間的余裕がありかつ局地的な事態	ゲリラや特殊部隊による攻撃
ケース 4	時間的余裕がありかつ広範囲な事態	着上陸侵攻

#### (1) ケース1 突発的かつ局地的な事態の場合

## ア 屋外で突発的に発生

市が要避難地域となった場合、自主的あるいは当初の屋内避難(退避)の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



【該当する事態類型と避難上の留意点】

## ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

・ ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都 知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘 導を実施することが基本となる。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃 当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じながら適切な避難所に避難さ せる等の対応が必要となる。

- ・ 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠となる。 また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本 法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- ・ 当初の避難実施要領の策定にあたっては、法定事項を箇条書きにするなど、避 難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領 の策定は、各執行機関、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、自衛隊等の関係機関 の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定す ることが必要となる。

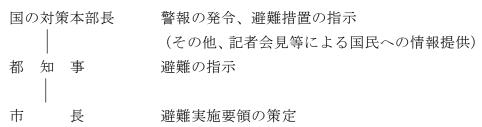
また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整にあたる。

## 弾道ミサイル攻撃(通常弾頭、BC弾頭)

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- ・ 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、 地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示が都知事から発出される。
- ・ 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される 避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速 に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

#### (弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

① 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示する。



- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度、警報 を発令する。
- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射 された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイ ルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するともに、 その保有する弾道ミサイルの精度により、着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

## 航空攻撃(通常爆弾等)

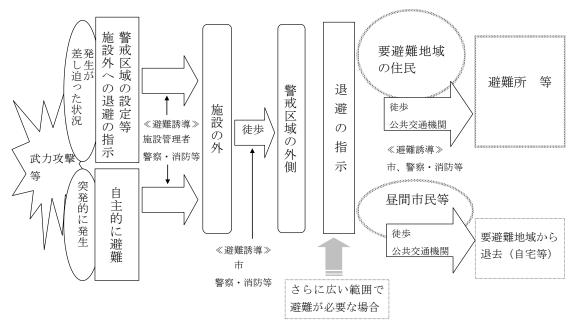
弾道ミサイル攻撃に準じる。

## 緊急対処事態 (大規模テロ等)

「第5編 緊急対処事態(大規模テロ等)への対処」で記述

## イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難(退避)の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



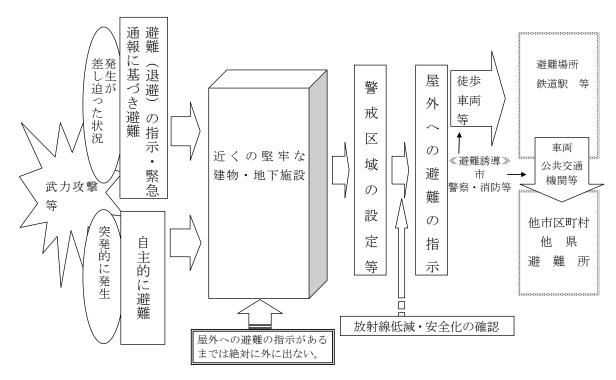
【該当する事態類型と避難上の留意点】

# 緊急対処事態(大規模テロ等(NBC攻撃を伴う場合を含む))

「第5編 緊急対処事態 (大規模テロ等) への対処」で記述

## (2) ケース2 突発的かつ広範囲な事態の場合

市が要避難地域となった場合、屋内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他市区町村(他県)の避難所まで誘導する。



## 【該当する事態類型と避難上の留意点】

## 弾道ミサイル攻撃 (核弾頭)

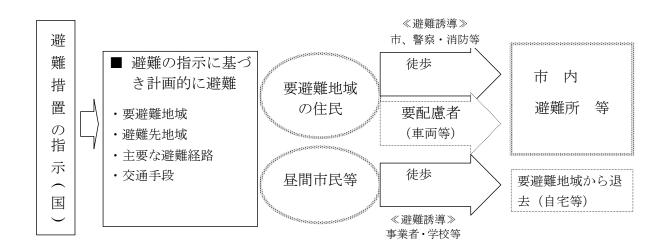
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難 させる。
- 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示が都知事から発出される。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の 影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難 の指示(風下をさけ極力風向きと垂直方向)をする。
- ・ 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

## 航空攻撃(核弾頭)

弾道ミサイル攻撃(核弾頭)に準じる。

## (3) ケース3 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

市が要避難地域となった場合、避難の指示等に基づき、避難住民を同一市内の避難所等まで誘導する。



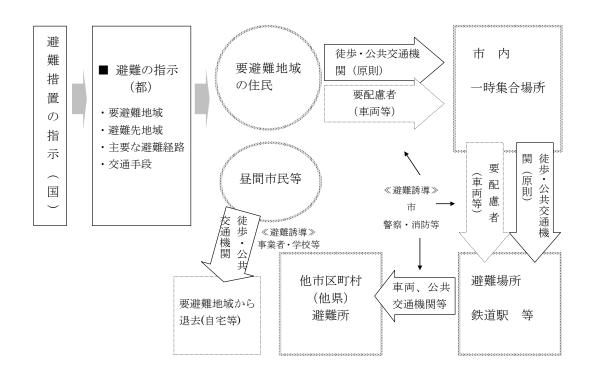
【該当する事態類型と避難上の留意点】

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃(施設占拠に伴う周辺住民の避難等)

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難させる。

## (4) ケース 4 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

市が避難地域となった場合、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は 避難場所等を経て、他の市(他県)まで誘導する。



【該当する事態類型と避難上の留意点】

## 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が 広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、 国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めない。

# 第6章 救援

#### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を 図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

## (2) 救援の補助

市長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

#### 2 関係機関との連携

#### (1) 都への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の 道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

## (2) 他の市との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の市区町村との調整を行うよう要請する。

## (3) 日本赤十字社との連携

市長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の 運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の程度及び方法の基準

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下、「救援の程度及び基準」という。)及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する

場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

※ 本計画資料編「資料3-1 救援の程度及び方法の基準」参照

## 4 救援の内容

#### (1) 収容施設の供与

ア 避難所

(ア) 避難所・二次避難所の開設、運営

市は、市内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に 避難所を開設する。また、市は、避難所の運営にあたっては、女性や要配慮者の 視点に配慮するよう努める。

(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)

(イ) 避難所・二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

(都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。)

(ウ) 救援センターの設置

市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次を基準として業務を行う。

- ・ 避難住民に対する食料等の配給
- 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・ 避難住民の生活状況の把握
- ・ 市(長)に対する物資・資材等の要請 等
- (エ) 都対策本部 (避難所支援本部 (\*)) への報告

市(長)は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に 応じて都対策本部(都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支

<sup>(\*)</sup> 都は、複数の市に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

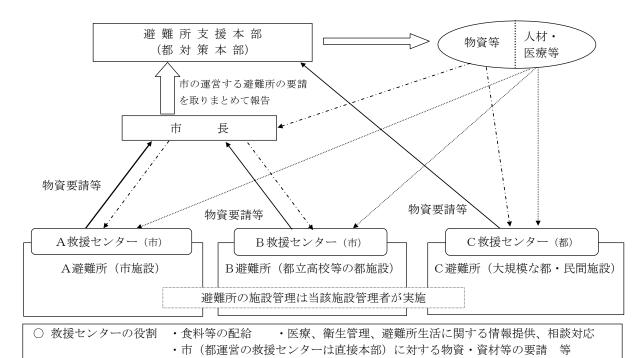
避難所支援本部は、市等を通じて(都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる)、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、市による避難所運営を支援することとしている。

<sup>・</sup>救援物資(食品、飲料水、生活必需品等)の供給 ・応急医療の提供 ・学用品の供給

<sup>・</sup>避難所における保健衛生の確保等

### 援本部)へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

## 【避難所支援本部・救援センターの役割】



## イ 応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

## (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 食品及び生活必需品当の給与

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて 都及び市における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、市における備蓄品 (都の事前配置分を含む。)又は調達品をもって充てる。

#### イ 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、市は、応急給水を実施 し、必要に応じて都に応援を要請する。

### (3) 医療の提供及び助産

ア 医療に関する情報提供

市は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、 利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

イ 被災者への医療の提供及び助産

市は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を

#### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 第6章 救援

提供する。

市は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- 医薬品、医療資材の補充
- 都医療救護班の派遣
- 都医師会等に対する派遣要請
- ・ その他広域的な応援要請

### ウ 患者の搬送

市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・ 東京消防庁に対する搬送要請
- ・ 市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・ 都が調達するヘリコプター等による搬送

## (4) 被災者の捜索及び救出

市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

#### (5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

市は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

※ 本計画資料編「資料3-7 火葬場一覧(多摩地区)」参照

#### (6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

## (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

## (8) 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

市は、都が市の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

## (9) 行方不明者の捜索及び死体の処理

市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

また、武蔵野警察署等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容 及び処理等を行う。

市は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法(死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置)等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

# (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活 に著しい支障を及ぼしているものの除去

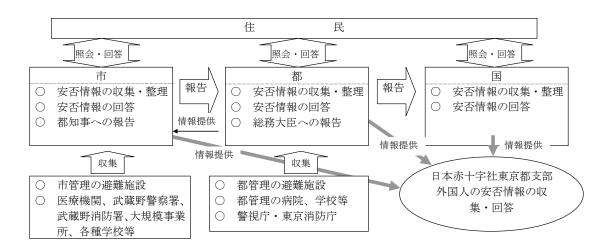
市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し(\*)これらを除去する。

<sup>(\*)</sup> 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施

# 第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

# 【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



## 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号)」(以下、「安否省令」という。)に規定する様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める他の方法により収集する。

## 【収集の役割分担】

・市・・・・・・ 市管理の避難施設、市の施設(学校等)市内の医療機関、武蔵野警察署、武蔵野消防署大規模事業所、諸学校等

・都・・・・・ 都管理の避難施設 都の施設 (病院・学校等) 警視庁、東京消防庁等

## (2) 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

## (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の 確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定か でない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

#### 2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下、「安否情報システム」という。)への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで都に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

#### 3 安否情報の照会に対する回答

#### (1) 安否情報の照会の受付

- ア 市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市対策本部を設置すると同時に 住民に周知する。
- イ 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を 記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとす る者(以下「照会者」という。)が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠 隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電 話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

## (2) 照会者の本人確認

- ア 市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行 うため、本人であることを証する書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険の 被保険証等)を窓口において提出又は提示させる。
- イ 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを 証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生 年月日、性別(以下、「4情報」という。)について、住民基本台帳と照合すること

により本人確認を行う。

なお、照会者が他市区町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該市区町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

#### (3) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、 照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第 5号により回答する。
- ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手 の氏名や連絡先等を把握する。

## (4) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負 傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要 な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

#### 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

※ 本計画資料編「資料3-9 安否情報省令関係」参照

# 第8章 武力攻撃災害への対処

## 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

## (1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都及び関係機関等と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

## (2) 都知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

#### (3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全確保のための措置を講じる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の都知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は消防吏員、警察官等からの武力攻撃等の兆候の通報を受けた場合は、武蔵野警察署の協力を得て、当該兆候の事実の確認を行い、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 退避の指示

## (1) 退避の指示

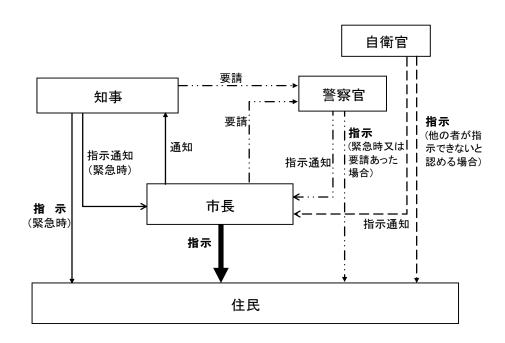
市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。(\*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

## 【退避の指示(例)】

「 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\times$ 丁目、 $\triangle\triangle$ 町 $\bigcirc$ 丁目」地区の住民については、 $\bigcirc\bigcirc$ 地区の $\triangle\triangle$ (一時)避難場所へ退避すること。

#### 【退避の指示の概要】



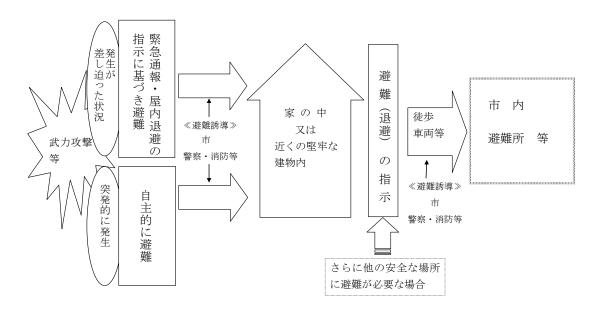
<sup>(\*)</sup> 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、 都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場から の情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

## ア 屋内への退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ・ NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと 考えられるとき
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## 【屋内退避のイメージ】



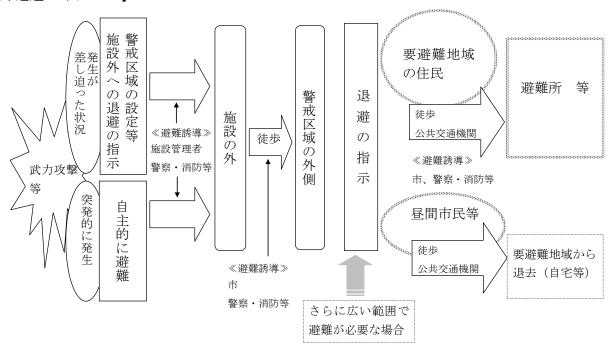
## 【屋内退避の指示(例)】

「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

#### イ 屋外への退避の指示

- ・ 市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避(避難所等への退避)」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。
- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が 及ぶと判断されるとき

## 【屋外退避のイメージ】



## 【屋外退避の指示(例)】

○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

## (2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住 民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指 示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、都知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (3) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域か

らの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず 特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

# (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関 の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があ ると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

# (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地 連絡調整所における警察、消防、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決 定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報 車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡 する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立 入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民 が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できる よう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡態 勢を確保する。
- エ 市長は、都知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

#### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させる おそれがあると認められる設備又は物件の所有者、占有者又は管理者に対し、災害拡 大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措 置を講ずべきことを指示する。

# (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用 若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管する。)

※ 本計画資料編「資料3-10 公用令書等の様式」参照

# 4 消防に関する措置等

#### (1) 市が行う措置

市長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力 攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全 な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

#### (2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、都国民保護計画において定めている。

また、市消防団は武蔵野消防署長の所轄の下に行動する。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・ 救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。

- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・ 東京消防庁は、消防職員及び市消防団員の安全を確保するための措置を講じた上 で、消火、救助・救急活動を行う。

## (3) 医療機関との連携

市長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの 実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

## (4) 安全の確保

- ア 市長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最 新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動態勢を確立するなど、 安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動態勢を考慮し、災害現場においては、武蔵野消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- エ 市長は、特に現場で活動する市消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。
- ※ 本計画資料編「資料4-1 火災・災害等即報要領」参照

# 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

# 1 生活関連等施設の安全確保

# (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

## (2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ武 蔵野警察署、武蔵野消防署、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

# 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

#### (1) 危険物質等に関する措置命令

国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物(市町村内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は市町村内の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。)に係る下記(2)の措置については、東京消防庁が行うこととなる。

# (2) 措置

- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

# 第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じる。このため、NBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

## 1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に 照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避 の指示をし、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備、資機材等による対応可能な範囲内で、武蔵野警察署、武蔵 野消防署及び自衛隊等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### 2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

#### 3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、武蔵野警察署、武蔵野消防署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機

関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報 につ

いての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行

# 4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それ ぞれ次の点に留意して措置を講じる。

# (1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を 行いつつ、活動を実施させる。

## (2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。

防災安全部は、生物剤を用いた攻撃の特殊性(\*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康福祉部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

#### (3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

<sup>(\*) 【</sup>生物剤を用いた攻撃の特殊性】

# 5 市長の権限

市長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置 の実施にあたり、警察等関係機関と調整しつつ、次表に掲げる権限を行使する。

## 【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

法 108 条 1 項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		・封鎖
6 号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項を通知する。 ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

# 【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1.	当該措置を講じる旨
2.	当該措置を講じる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に
	掲げる権限
4.	当該措置を講じる時期
5.	当該措置の内容

#### 6 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所 や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を 講じる要員の安全の確保に配慮する。

# 第9章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被 災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集にあたっては武蔵野警察署、武蔵野消防署等との連絡を密にする。

## 2 報告要領

- (1) 市は、収集した被災情報の第一報を、都(\*)に対し下記様式を用いて、電子メール、FAX 等により直ちに報告する。
- (2) 市は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

※ 本計画資料編「資料4-1 火災・災害等即報要領」参照

<sup>(\*)</sup> 災害の状況により都(対策本部)に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

# 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害(第 報)

武

 年 月 日 時 分

 蔵 野 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)
  - (1) 発生日時

年 月 日

- (2) 発生場所 武蔵野市△△町A丁目B番C号(北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住家被害			
死 者	行方	負 傷 者		全壊	半壊	その他	
死 有	不明者	重傷	軽傷			~ V)1₪	
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概    況

# 第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を 適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事 項について、以下のとおり定める。

# 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

# (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を 編成して避難所等に派遣する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

## (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

# (4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、 飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等に ついての住民に対する情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道市施設の被害情報の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は不 足すると予想される場合については、都に対して水道水の緊急応援に係る要請を行 う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

# 2 廃棄物の処理

## (1) 廃棄物処理の特例

- ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- イ 市は、前アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準 に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速や かにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他 の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

# (2) 廃棄物処理対策

- ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(改定版)」(平成 30 年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物 処理体制を整備する。
- イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、近隣市区間での連携・相互支援による廃棄物の処理を図る。

# 第11章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

## 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国 民経済上重要な物資若しくは役務(生活関連物資等)の価格の高騰や買占め及び売惜し みを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

# 2 避難住民の生活安定等

## (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に 関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税 (延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

## (2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路、公園及び文教施設等の管理者として、公共施設を適切に管理する。

# 第4編 復旧等

# 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、 一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関 して必要な事項について、以下のとおり定める。

# 1 基本的考え方

## (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設 及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災 者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

# (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が 発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧 措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

#### (3) 都に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

## 2 公共的施設の応急の復旧

#### (1) 市が管理する上下水道

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

# (2) 市が管理する道路施設等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路、公園及び文教施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

# 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

# 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って都と連携して実施する。

# 2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、 周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、 地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

# 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

# 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

# (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護 法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところ により、国に対し負担金の請求を行う。

## (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

# 2 損失補償及び損害補償

# (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

# 第5編 緊急対処事態 (大規模テロ等) への対処

緊急対処事態(大規模テロ等)への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置(住民の避難、救援、武力攻撃災害等への対処)などの武力攻撃事態等への対処に準じて行う。本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

# ■ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が 発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家とし て緊急に対処することが必要なものをいう。

# ■ 想定される事態類型

事態類型	事 例		
①危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、		
①厄陝物質を有する施設、の改革	ダムの破壊		
②大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、		
② /	列車等の爆破		
③大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発に		
○ 八里枚 房物員による攻革 ┃	よる放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入		
④交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ		

#### ■ 共通する特徴

- ・ 非国家組織等による攻撃
- ・ 突発的な事案発生
- ・ 発生当初は事故との判別が困難
- ・ 不特定多数の住民等が日常利用している場所(列車、地下鉄、劇場等)で発生する 可能性が高い。
- 武蔵野市緊急対処事態対策本部(以下、本編において「市対策本部」という。)設置指 定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われるまでは、市は、緊急に市民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。(\*)

<sup>(\*)</sup> 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

# 第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民の避難や救助等を迅速に行うため、市が管理する施設、大規模集 客施設(イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等)及びライフライン施設(以下、 本編において「大規模集客施設等」という。)の初動対応力の強化を図る。

平素及びテロ等の発生時、市、市が管理する施設、大規模集客施設等の管理者(以下、「施設管理者」という。)、武蔵野警察署・武蔵野消防署・自衛隊等関係機関(以下、「現地活動機関」という。)等が連携協力して対処する態勢を構築する。

## 1 危機管理体制の強化

# (1) 大規模集客施設等との連携

- ア 市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処 を行うため、現地活動機関、医療機関及び関連する事業者から構成される「関係機 関連絡会議」を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テ ロ等の危機情報の共有等を図る。
- イ 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に 及ぼす影響を局限するため、市内に所在する企業ビル・大規模集客施設・医療機関・ 福祉施設・各種学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把 握及び情報交換等を行う。

#### (2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

- ア 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、市内に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。
- イ 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、市内に 所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、 協力関係の構築に努める。

#### (3) 市が管理する施設、大規模集客施設等の危機管理の強化

市は、都及び現地活動機関と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

# 2 対処マニュアルの整備

# (1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

市は、都が作成する各種対処マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

# (2) 市が管理する施設、大規模集客施設等における対処マニュアルの整備促進

市は、都及び現地活動機関と協力し、施設管理者に対して市等が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

# 3 発生現場における連携協力のための体制づくり

# (1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を 行うため、現地活動機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

# (2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

市は、現地活動機関、医療機関及び関連する事業者が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領(参加機関、各機関の役割、資器材等)について、都及び現地活動機関等と協議する。

#### 4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、現地活動機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等へ協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

# 5 装備・資材の備蓄

市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び現地活動機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

## 【備蓄又は調達する資材の例】

防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量(率)計、除染資器材(除染 所用テント、除染装置、簡易プール等)、消毒液等

# 6 訓練等の実施

市は、都及び現地活動機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

# 7 住民・昼間市民への啓発

#### (1) 住民への啓発

市は、テロ等の兆候を発見した場合の市長に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

#### (2) 昼間市民への啓発

市は、市外からの通勤・通学者等昼間市民に対しても、武蔵野警察署・武蔵野消防署等関係機関及び施設管理者等と連携し、テロ等の兆候発見時及び大規模テロ等発生時の初動対応について、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

# 第2章 平時における警戒

市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

# 1 危機情報等の把握・活用

# (1) 危機情報の把握

市は、都及び現地活動機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。

# (2) 事例の情報収集等

市は、テロ等の発生事例(特に首都や大都市)に関する情報についても可能な限り 収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

## 2 危機情報等の共有

市は、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

#### 3 警戒対応

#### (1) 危機情報に基づく警戒対応の強化

市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断 した場合、直ちに市が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集 客施設等(必要に応じて市内に所在する企業ビル等を含む。)に対して警戒対応の強化 を要請する。

#### (2) 警戒基準の整備

市は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」(統一した警戒レベル)に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備する。

# 第3章 発生時の対処

市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び現地活動機関と緊密に連携協力し、住民の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や市対策本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

## 1 市対策本部の設置指定が行われている場合

# (1) 市対策本部の設置

市は、政府による緊急対処事態の認定及び市対策本部の設置指定が行われている場合、市対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

# (2) 現地対策本部の設置等

市は、現地活動機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急対処事態現地対策本部等を設置する。

# 2 市対策本部の設置指定が行われていない場合

#### (1) 危機情報の把握

市は、災害対策のしくみを活用して情報収集体制を確立し、都及び現地活動機関と の連携協力の下、危機情報等を把握する。

#### (2) 関係機関等への通報

市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び現地活動機関(必要に応じて市内に所在する企業ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。)に通報する。

# (3) 市災害対策本部等による措置

市は、市として迅速的確に対処するため、市災害対策本部(政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合)等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

## 3 市災害対策本部等による対応

#### (1) 危機情報の収集

市は、都及び現地活動機関を通じて危機情報を収集する。

## (2) 現地連絡調整所の設置等

市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置(或いは、都又は各機関が現地連絡調整 所等を設置している場合、職員を派遣)し、被害状況や各機関の活動状況を把握する とともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

## 【市が設置する場合の参加要請先】

都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、多摩府中保健所、武蔵野赤十字病院等医療機関、 自衛隊、関係事業者など現地で活動している機関

## (3) 応急措置

ア 被災者の救援

市は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量(率)計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

#### イ 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に 車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

#### ウ 避難の指示・誘導

- (ア) 市長は、災害の規模・程度等から住民の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、住民(必要に応じて市内に所在する企業ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。)に対して避難の指示を行う。但し、移動中に住民に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内(地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等)に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。
- (イ) 市は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、現地活動機関との連携の下、自治会・町内会・学校・事業所等を単位として住民の避難誘導を行う。この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民を把握するとともに、所要の支援を行う。
- (ウ) 派遣する職員には、避難住民から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防 災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。
- エ 警戒区域の設定・周知
  - (ア) 市長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は都知事

第3章 発生時の対処

から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警 戒区域を設定する。

(イ) 市は、都及び現地活動機関と連携し、住民(必要に応じて市内に所在する企業ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。)に対して警戒区域の周知を図る。

#### オ 警戒対応の継続・強化

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

## 4 市対策本部への移行

政府による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われた場合、市は、市対策本部に 移行し、市災害対策本部等を廃止する。

## 【緊急対処事態における警報】

市長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、市に関係する機関・事業者等に対し警報を通知・伝達する。 なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

# 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

# 1 危険物質を有する施設への攻撃

# (1) 攻撃による影響

- ア 可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。
- イ 危険物質積載車両が爆破された場合、危険物質の拡散により、周辺の住民に被害 が発生するとともに、道路の通行止め・閉鎖、農作物・家畜の汚染等、社会活動等 に支障を来すおそれがある。

# (2) 平素の備え

ア 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

# (3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して武蔵野警察署と連携した施設の警備強化を促す。

# 2 大規模集客施設等への攻撃

# (1) 攻撃による影響

爆発のみならず、大規模集客施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

## (2) 平素の備え

ア 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

市は、「関係機関連絡会議」等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

ウ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して 速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

# (3) 対処上の留意事項

ア 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理 者に対して次の措置を要請する。

- 武蔵野警察署と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような体制の保持
- 現地活動機関と連携した施設利用者・従業員等の避難誘導
- イ 市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に 応じて支援・助言等を行う。

# 3 大量殺傷物質による攻撃 (ダーティボム)

# (1) 攻撃による影響

ア ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

イ ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され(急性放射線障害)、やがてガン等を発症すること(晩発性放射線障害)がある。

ウ 住民は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

## (2) 平素の備え

ア 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して 速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

#### イ 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、市は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

# (3) 対処上の留意事項

#### ア 初動対処

市は、現地活動機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

#### イ 避難の指示

市は、住民に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、 風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。この 際、住民が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等 に関する情報を速やかに提供する。

#### ウ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する被ばく医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

# エ 汚染への対処

市は、都及び現地活動機関と連携し、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区域に所在する住民の非汚染区域への避難誘導を適切に行うとともに、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他の放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な

被ばく線量の管理を行う。

また、市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

# 4 大量殺傷物質による攻撃(生物剤)

# (1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

#### (2) 平素の備え

ア 近接市区との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、近接 市区との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

#### イ 普及啓発

市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、 啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

# (3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

市は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

#### イ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

# ウ 感染への対処

市は、都及び現地活動機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

また、市は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- 感染範囲の把握
- 消毒
- ワクチン接種
- 健康監視

# 5 大量殺傷物質による攻撃(化学剤)

# (1) 攻撃による影響

- ア 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発 生するおそれがある。
- イ 一般的に、目・ロ・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、 原因物質の特定が困難である。
- ウ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けなが ら、下を這うように広がる。

## (2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

# (3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

市は、都及び現地活動機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

## イ 避難の指示

市は、住民に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

#### ウ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

#### エ 汚染への対処

市は、都及び現地活動機関と連携し、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区域に所在する住民の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

また、市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

# 6 交通機関を破壊手段とした攻撃

# (1) 攻撃による影響

ア 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によって は、多数の死傷者が発生するおそれがある。

イ 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会 活動等に支障を来すおそれがある。

# (2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

# (3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような体制の保持
- 現地活動機関と連携した施設利用者・従業員等の避難誘導

# 武蔵野市国民保護計画 令和元年〇〇月

発 行 平成 19 年 3 月令和元年○○月変更

編 集 · 発 行 武蔵野市防災安全部防災課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電 話 0422(60)1821

メールアト゛レス sec-bousai@city.musashino.lg.jp